

# 令和5年度 静岡市下水道事業のあらまし

(R4.4.1～R5.3.31)



シールドマシン (大沢排水区 浸水対策工事)

静岡市上下水道局経営管理部・下水道部



# 目 次

## ○静岡市公共下水道計画一般図（汚水）

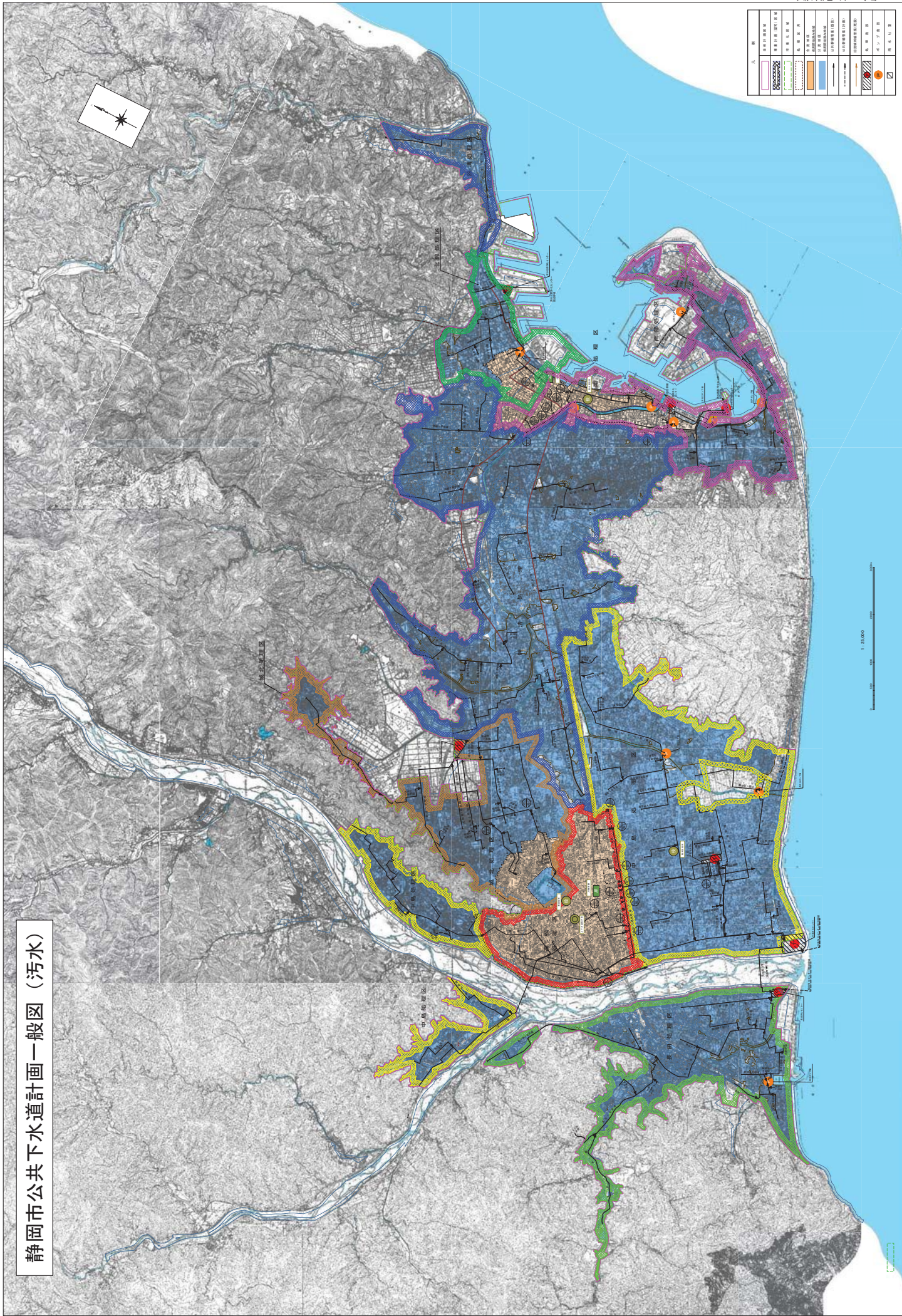
## ○静岡市公共下水道事業の概要

<b>1 静岡市公共下水道事業の概要</b>	
（1）静岡市の下水道事業	1
（2）下水道事業のあゆみとビジョン	1
<b>2 公共下水道事業の沿革</b>	
（1）葵区、駿河区（旧静岡市）	5
（2）清水区（旧清水市）	8
（3）静岡市	11
<b>3 公共下水道計画の概要</b>	
（1）全体計画	16
（2）事業計画	18
（3）処理区別整備状況	21
<b>4 公共下水道普及状況</b>	
（1）汚水	23
（2）雨水	23
<b>5 下水道使用料</b>	
（1）一般世帯	24
（2）井戸水使用世帯	24
（3）検針業務及び水道水以外の水を計測するための装置取付状況	24
<b>6 水洗便所の普及奨励</b>	
（1）水洗便所のPR方法	25
（2）水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度	25
（3）私道への助成制度	25
（4）生活保護世帯等に対する水洗便所設置費補助金	27
（5）水洗便所の普及状況と改造資金融資あっせん状況	28
<b>7 事業場排水の水質管理指導</b>	
（1）特定事業場数	29
（2）各種届出等数	29
（3）立入検査状況	29
（4）排水設備設置義務免除申請	29
<b>8 下水道管きよの維持管理の状況</b>	
（1）管きよ内調査	30
（2）管きよ修繕	31
（3）管きよ改築	31
<b>9 排水設備の実施状況</b>	
（1）葵区、駿河区	32
（2）清水区	32

<b>10 受益者負担金制度</b>	
(1) 概要	33
(2) 負担区の名称及び単位負担金額	33
(3) 収納状況	33
<b>11 区域外流入分担金制度</b>	
(1) 概要	34
(2) 収納状況	34
<b>12 財 務</b>	
(1) 財務状況の分析	35
(2) 収益的収支	36
(3) 資本的収支	37
(4) 比較損益計算書	38
(5) 比較貸借対照表	39
(6) 経営分析表	41
(7) 収益的支出の推移	45
(8) 一般会計繰入金の推移	46
(9) 経費回収率等の推移	47
(10) 企業債残高と建設改良費の推移	48
<b>13 浄化センター運転実績</b>	
(1) 浄化センター運転実績	49
(2) ポンプ場運転実績	49
各浄化センター平面図・フローシート	50
<b>14 参 考 資 料</b>	
(1) 下水道部組織機構図	64
(2) 下水道に関する問合せ先	65
(3) 下水道使用料の改定	67
(4) 静岡市の処理・行政人口、処理面積及び普及率の推移	72



# 静岡市公共下水道計画一般図（污水）





静岡市公共下水道事業の概要 (R5.3.31)

静岡市		岡		市		全	
項目	単位	区域	域	行政区	区	行政区	域
概況							
行政区域	ha						141,193
市街化区域	ha						10,537
R4年度末行政人口①	人						680,913
全体計画面積	ha						10,150.8
全体計画人口	人						568,600
計画汚水量(日最大)	m3/日						320,900
浄化セクタ 計画処理能力(日最大)	m3/日						321,400
事業計画年月日							
事業計画区域面積②	ha						9,785.2
事業計画人口	人						567,900
計画汚水量(日最大)	m3/日						405,400
浄化セクタ 計画処理能力(日最大)	m3/日						500,100

※令和4年度末行政人口①は由比・蒲原(17,737人)を含む。  
※全体計画は令和2年度の計画を使用(令和5年度より反映)

令和4年度末(令和5年3月31日現在)

整備状況	整備面積③	ha	9,066.56
	整備率(対事業計画)③/②	%	92.7%
	浄化セクタ 現有処理能力(日最大)	m3/日	516,770
処理状況	供用年月日		
	処理区域面積	ha	9,039.56
	処理区域人口④	人	600,078
	普及率④/①	%	88.1%

	処					理			区		
	高松	城北	中島	長田	南部	北部	静清				
	705.0	984.0	2,725.9	1,046.0	947.0	498.6	3,244.3				
	60,700	70,400	156,500	57,500	35,900	17,100	170,500				
	38,500	35,500	87,300	30,000	22,000	11,100	96,500				
	38,500	35,500	87,300	30,500	22,000	11,100	96,500				
	T12.2.20 (R5.1.13)	S5.1.8 (R5.1.13)	S51.12.23 (R5.1.13)	H6.5.2 (R5.1.13)	S30.11.11 (R5.1.13)	S50.5.28 (R5.1.13)	H1.8.21 (R5.1.13)				
	705.0	984.0	2,696.8	1,046.0	767.9	444.2	3,141.3				
	61,500	71,300	158,100	58,300	33,700	16,000	169,000				
	126,000	36,000	88,300	30,400	19,100	10,400	95,200				
	167,300	54,000	101,200	30,500	35,500	15,100	96,500				
		3系列	6系列	8系列	2系列	2系列	6系列				

	704.25	925.29	2,584.15	927.93	819.18	347.74	2,758.02
	99.9%	94.0%	95.8%	88.7%	106.7%	78.3%	87.8%
	191,500	54,000	101,200	25,620	45,600	15,100	83,750
		3/3系列	6/6系列	6/8系列	3/4系列	2/2系列	5/6系列
	S35.11	S52.4	S60.10	H14.6	S47.4	S56.11	H9.6
	704.25	925.29	2,579.84	918.96	819.18	342.69	2,749.35
	65,198	74,214	169,147	60,146	41,125	17,892	172,356

# 1 静岡市公共下水道事業の概要

(令和4年度末現在)

## (1) 静岡市の下水道事業

本市では、平成24年度末まで高松、城北、南部、北部、中島、長田の6処理区を単独公共下水道として整備を進め、旧静岡市、旧清水市を流れる巴川を中心とした静清処理区を流域関連公共下水道として整備を進めてきた。静清処理区については、静岡県が流域下水道として幹線管きょ及び終末処理場の整備、維持管理を行ってきたが、旧静岡市、旧清水市の合併により流域下水道の要件を満たさなくなったことから、平成25年度より本市に移管され、本市の下水道は、すべて単独公共下水道となった。

都市下水路については、清水区の興津中町外7都市下水路が整備されている。

### ①公共下水道

主として市街地における下水（汚水・雨水）を排除し又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものを単独公共下水道、流末を流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道という。

#### ・単独公共下水道

一つの市町村区域の中で、市町村が下水道管きょ、ポンプ場及び終末処理場を設置するもの。

#### ・流域関連公共下水道

市町村が下水道管きょ及びポンプ場を設置し、流末を流域下水道へ接続するもの。

### ②流域下水道

流域関連公共下水道からの下水を受け、2市町村以上の下水を排除し及び処理するために、県が幹線管きょ及び終末処理場を設置し管理する下水道。

### ③都市下水路

主として、公共下水道事業計画（認可）区域外の市街地における雨水の排除を目的とした浸水防止を図る下水道。

## (2) 下水道事業のあゆみとビジョン

### 1) 下水道事業のあゆみ

#### ①葵区、駿河区（旧静岡市）

旧静岡市の下水道事業は、大正10年に調査を始め、大正12年2月に事業認可を得て、翌13年8月に第1期事業に着手した。

当時の市街地は、排水路が未整備であったため、大雨の度に雨水があふれ、浸水対策上は勿論、環境衛生上からも下水道の早期整備が望まれていた。

第1期事業は、葵区中心市街地約186haの下水道整備を行い、昭和4年3月に竣工した。第2期事業は、昭和6年8月、第1期区域の外周部約215haにおいて事業着手し、昭和13年3月に竣工した。

また、同年には市街地の拡大に伴い、第3期事業として既設区域の外周部の下水道整備に着手したが、昭和15年の静岡大火、昭和20年の戦災等により事業は大幅に遅れ、翌21年、ついに第3期事業は打切りとなった。その後、昭和27年に、公営企業法の適用と同時に公共下水道事業を再開し、昭和35年11月、高松浄化センターの供用開始により水洗化が可能となった。

また、市街地北東部の城北処理区は、昭和5年1月に事業認可を得て事業に着手し、昭和

52年4月に城北浄化センターの1/3系列が稼働し、同処理区約174 haで水洗化が可能となった。

市街地南部においては、昭和51年12月に中島処理区として約639haの事業認可を得て、昭和60年10月に中島浄化センターの1/8系列が稼働し、同処理区約305haが供用開始し、水洗化が可能となった。平成16年2月には新エネルギー導入の一環である風力発電施設（環境部局所管）が完成し、同浄化センターの電力の一部として供給を開始した（令和3年度に解体済み）。更に、水処理施設の上部には人工芝多目的スポーツグラウンドの建設を行い、平成16年度より一般開放し、地域社会貢献の一助となっている。

安倍川以西の市街地については、長田処理区として平成6年5月に事業認可を得て、同年度より管きょ工事に着手した。翌7年度から長田浄化センターの建設に着手し、併せて周辺地域の管きょ整備を進め、平成14年6月、4/11系列が稼働し、同処理区約291haが供用開始し、水洗化が可能となった。

藁科川以北の服織地区については、中島処理区の一部として平成15年8月に事業認可を得て、平成16年度より幹線の安倍川横断に着手するとともに地区内の管きょ整備を進め、平成19年度に供用開始し、水洗化が可能となった。

更に、旧2市を流れる巴川を中心とした静清流域下水道に接続する流域関連公共下水道（静清処理区）は、平成3年4月に事業認可を得て、長沼、川合地区を中心に整備が進められ、平成9年6月には、県が建設を進めてきた静清浄化センターの1/8系列が完成し、同処理区約19 haで水洗化が可能となった。（平成25年4月静岡市に移管）

また、平成29年12月には、人口減少など近年の社会情勢の変化を受け、「上下水道局」、「環境局」、「経済局」の3局が連携し、「各種汚水処理施設の整備区域の見直し」を行い、下水道全体計画区域の縮小をはかるとともに、今後の各種汚水処理施設の整備を効率的かつ適正に推進するための実施計画となる「静岡市汚水処理計画」を策定した。（清水区含む）

一方、浸水防除を目的とした雨水事業については、昭和47年に静岡市総合排水計画（雨水計画）を策定し、公共下水道認可区域内を公共下水道（雨水）、認可区域以外を都市下水路として整備することになった（平成8年度までは市長部局所管）。また、昭和48年に国の「河川と下水道との管理分担区分」の通達を受けて、平成16年3月に河川と下水道（都市下水路を含む）の管理分担区分を定め維持管理を行っている。

以降、公共下水道（雨水）の認可区域の拡大に合わせて、都市下水路を廃止し、公共下水道の雨水幹線に位置づけ、都市下水路は全て雨水幹線となっている。

現在は、平成18年2月に策定し、平成31年3月に改訂した静岡市浸水対策推進プランに基づき、葵区は城北地区を始め5地区で、駿河区は広野地区を始め10地区で下水道部が主要部局となり、整備を進め、葵区3地区、駿河区は10地区で対策が完了している。

## ②清水区（旧清水市）

清水区（旧清水市）の下水道事業は、第一期事業として中央排水区、江尻南部排水区、清水排水区（以上駒越処理区）、江尻北部排水区の市街地中心部約494haの事業認可を昭和30年に得て、整備を進め、江尻北部排水区を北部処理区に、駒越処理区を南部処理区に名称変更するなどし、昭和47年4月には、南部浄化センターが供用開始し、水洗化が可能となった。

その後、高度経済成長による産業活動の進展や生活様式の多様化、特に市の北部地域の急激な都市化現象に伴う公共用水域の水質汚濁が環境保全上の大きな問題となり、昭和50年の第5回変更認可において、北部処理区への分流域の追加と北部浄化センターの新設を位置付け、整備を進め、昭和56年11月に北部浄化センターが供用開始し、巴川流域周辺のみなら

ず、市街化が進展している地域についても水洗化が可能となった。

更に、旧2市を流れる巴川を中心とした静清流域下水道に接続する流域関連公共下水道（静清処理区）は、平成元年8月に事業認可を得て、船越、有東坂、吉川地区を中心に整備を進め、平成9年6月には、県が建設を進めてきた静清浄化センターの1/8系列が完成し、同処理区約308haを供用開始、その後も興津、高部、飯田、長崎地区など区域拡大を図り、順次整備を進めている。

また、三保真崎地区の海岸がC. C. Z. 整備事業※1（市街化区域37.1ha、市街化調整区域30.9ha）の決定を受けたことにより、平成元年12月に、当地区の市街化調整区域30.9haを対象に事業着手し、平成7年度に供用開始した。

一方、雨水事業については、葵区、駿河区と同様に、公共下水道認可区域内の雨水排除を目的に、公共下水道（雨水）と認可区域以外を都市下水路として整備を始めた。以降、公共下水道（雨水）の認可区域の拡大に合わせて、都市下水路を廃止し、公共下水道の雨水幹線に位置づけている。また、管理区分についても葵区・駿河区と同様の維持管理を行っている。現在は、平成31年3月に改訂した静岡市浸水対策推進プランに基づき、下水道部では、渋川地区を始め11地区の整備を進め、2地区で対策が完了している。

※1 C. C. Z. 整備事業：コースタル・コミュニティ・ゾーンの略。民間活力を積極的に導入した諸施設の整備を行うことで様々な機能を備えた海浜空間を整備し、人々が気軽に海と親しめる空間をつくりだそうという事業で、市町村が計画を策定し国が認定を行うもので、整備にあたっては、海岸、公園、道路、下水道、治水などの公共事業を重点的に実施する。

### ③清水区（旧蒲原町・旧由比町）

清水区（旧蒲原町・旧由比町）の下水道事業は、雨水事業を先行し、その整備を都市下水路事業で実施しており、昭和47年に小金都市下水路（旧蒲原町）を、昭和59年に宮田都市下水路（旧蒲原町）及び蟹沢都市下水路（旧由比町）を、昭和63年に諏訪都市下水路（旧蒲原町）を都市計画決定し、事業に着手、整備が完了している。汚水事業は旧富士川町を含めた3町で検討を重ねてきたが合意に至らず、未計画となっていた。静岡市と合併後、汚水処理方法の検討を行った結果、平成26年度に、下水道は整備せず合併処理浄化槽の普及促進を図っていくことを方針決定した。なお、善福寺地区（旧蒲原町）は農業集落排水施設により処理を行っている。

令和4年度末現在における静岡市（7処理区）の下水道処理区域面積は約9,040haで、下水道処理人口普及率（行政人口に対する下水道が利用可能な区域に住む人口の割合）は88.1%である。

下水道施設の耐震対策については、平成元年に高松浄化センター建築構造物の耐震化に着手し、平成20年度に浄化センター・ポンプ場の建築構造物の耐震化をすべて完了した。また、平成20年2月に「静岡市下水道地震対策緊急整備計画」（H20～H24）を策定し、防災上特に重要とされている管路施設の耐震補強や浄化センター・ポンプ場土木構造物の耐震診断を順次進めている。なお、平成24年度に緊急整備計画を見直し、「静岡市下水道総合地震対策計画」（H25～R4）を策定、現在、この計画に基づき耐震化を進めている。

## 2) 下水道事業のビジョンについて

本市では、平成21年度末に、効率的、効果的な下水道整備と適正な管理を行っていくため、

今後の下水道事業の整備方針を定めた「静岡市下水道ビジョン」並びに10年間に取組む施策の方向を示した「中期ビジョン」(H22～H31)、5年間に取組む事業目標を掲げた「第2次中期経営計画(アクションプログラム)」(H22～H26)を策定し、事業を推進してきた。

そうしたなか、近年の社会情勢や事業環境の変化を踏まえ、厚生労働省が平成25年3月に「新水道ビジョン」を、国土交通省が平成26年7月に「新下水道ビジョン」を策定した。また平成26年3月には「水循環基本法」が制定され、この中で、「水は、国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」とされ、水政策が初めて法的に位置づけられることとなった。

こうした国の法整備や人口減少社会の到来等の社会情勢の変化を背景とし、上下水道局では、日常生活に欠かすことのできないライフラインであり、貴重な水循環を支える水道と下水道の役割を再認識し、上下水道事業を一体として捉え、健全な水環境を市民の皆さんとともに未来へ引き継ぐため、将来にわたって目指す姿を示す「しずおか水ビジョン」を平成27年3月に策定した。

この「ビジョン」は、社会的背景、国の動向、市民ニーズなどを参考に上下水道事業が一体となって長期的に目指す姿を示したもので、市民の皆さんへの約束として位置付けている。将来を見通した「基本構想」と、その「基本構想」の実現に向けて定めた「基本計画(8年間)」、さらに具体的な事務事業を示した「中期経営計画(4年間)」で構成されており、以降、本ビジョンのもと各事業を推進しているところである。

本ビジョンは平成29年1月16日付「流域水循環計画※2」として全国17計画の1つに認定された。

その後、平成31年3月には、本ビジョンをさらに確かなものとするために、中期的な「基本計画」を改訂し、今後12年間の進むべき方向性を示した「静岡市上下水道事業経営戦略(下水道編)」を新たに策定し、併せて令和元年度からの4年間で実施すべき50の事務事業を盛り込んだ「第4次中期経営計画」を策定した。令和3年3月には、計画策定時からの社会状況等の変化や附属機関である「静岡市上下水道事業経営協議会」からあげられた提案を踏まえて「第4次中期経営計画」を改訂した。

※2 流域水循環計画 : 流域における水循環の維持又は回復のための理念、基本的方向、目標を定め、水循環に関する取り組みを連携して推進するため、地方公共団体や国が策定した計画。



## 2 公共下水道事業の沿革

<p>(1) 葵区、駿河区</p> <p>大正10年</p> <p>  12年 2月</p> <p>  13年 8月</p> <p>  14年 1月</p> <p>昭和 4年 3月</p> <p>  5年 1月</p> <p>  6年 8月</p> <p>  8年10月</p> <p>  12年11月</p> <p>  13年 2月</p> <p>  13年 3月</p> <p>  15年 1月</p> <p>  15年</p> <p>  20年 3月</p> <p>  20年 6月</p> <p>  21年 1月</p> <p>  21年 3月</p> <p>  27年 4月</p> <p>  27年10月</p> <p>  30年 1月</p> <p>  30年</p> <p>  30年 3月</p> <p>  31年 8月</p> <p>  35年11月</p> <p>  37年 7月</p> <p>  38年 4月</p> <p>  38年 8月</p> <p>  40年</p> <p>  42年 4月</p> <p>  44年 7月</p> <p>  45年 3月</p> <p>  46年 4月</p> <p>  47年 3月</p> <p>  47年 4月</p> <p>  48年 3月</p> <p>  49年11月</p> <p>  50年 1月</p>	<p>下水道調査を開始</p> <p>第1期下水道事業認可</p> <p>下水道管製作に着手</p> <p>下水管布設工事に着手</p> <p>第1期下水道事業竣工 排水区域:186.30ha 計画排水人口:123,000人</p> <p>第2期下水道事業認可</p> <p>下水管布設工事に着手</p> <p>第3期下水道事業の調査を開始</p> <p>第3期下水道事業認可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期、2期区域の外周地区 計画排水面積:231.34ha 計画排水人口:92,690人</li> </ul> <p>下水路築造に着手</p> <p>第2期下水道事業竣工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水区域:215.24ha 計画排水人口:116,000人</li> </ul> <p>静岡大火で市街地中心部122haが焼失</p> <p>焼失地区の区画整理事業と併行し、大火復興事業を起す</p> <p>大火復興事業完了</p> <p>戦災で市街地の大部分が焼失</p> <p>戦災による焼失地域の区画整理事業に伴い、戦災復興事業を起す</p> <p>第3期事業区域の大部分は戦災復興区域に包含されたため、第3期事業を打切る</p> <p>下水道使用料の徴収開始</p> <p>公営企業法の適用を受けると同時に第3期事業を再開し、下島幹線築造工事に着手</p> <p>第3期静岡市公共下水道事業第1回変更認可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域の拡張及び高松下水処理場計画追加</li> </ul> <p>高松下水処理場用地買収</p> <p>高松下水処理場、消化槽建設に着手</p> <p>都市計画決定及び都市計画事業決定(第1、2、3期事業区域内)</p> <p>高松下水処理場、一次処理で供用開始</p> <p>建設大臣の表彰を受ける</p> <p>第1次下水道整備5ヶ年計画発足</p> <p>静岡市公共下水道事業計画第2回変更認可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部下水処理計画を追加する厚生省認可</li> </ul> <p>東部下水処理場用地買収</p> <p>第2次下水道整備5ヶ年計画発足</p> <p>静岡市公共下水道事業計画第3回目の変更認可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水流出量等基本条件及び幹線の変更、旧駿府城跡 49.58ha を東部処理区へ追加、小黒、沓谷、銭座町、瓦場町地区を削除</li> </ul> <p>受益者負担金制度を採用、同年12月徴収開始(114円/m<sup>2</sup>)</p> <p>高松、東部排水区の都市計画決定及び都市計画法の事業認可</p> <p>第3次下水道整備5ヶ年計画発足</p> <p>静岡市公共下水道基本計画を作成</p> <p>高松下水処理場、二次処理を開始、東部下水処理場建設に着手</p> <p>静岡市総合排水基本計画を作成</p> <p>東部処理区(城北処理区)拡張区域の都市計画決定</p> <p>静岡市公共下水道事業計画第4回目の変更認可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部関係の名称を城北に変更し、区域を分流式で拡張、賤機山の一部を削除</li> <li>・城北下水処理場の全系列の認可を受ける</li> </ul>
--	--

昭和50年 2月	高松処理区拡張区域及び中島処理区第2分区の都市計画決定
〃 50年 3月	中島下水処理場用地買収を開始
〃 51年 4月	第4次下水道整備5ヶ年計画が総事業費 129 億円で発足
〃 51年12月	静岡市公共下水道事業計画第5回変更認可 ・南部地区(高松処理区以南、東名高速道以北)639.22ha を中島処理区第2分区とし、分 流式で追加 ・中島下水処理場及び中島雨水ポンプ場計画の追加
〃 52年 2月	中島処理区及び城北処理区の都市計画法事業認可
〃 52年 3月末	城北下水処理場 1/3 系列を供用開始(173.91ha)
〃 52年 7月	静岡市公共下水道事業計画第6回変更認可 ・高松処理区の拡張及び高松下水処理場の増設の変更認可
〃 53年 3月	受益者負担金条例一部改正 城北地区:180ha(173 円/㎡)
〃 53年12月	城北下水処理場が 1/2 系列迄完成、処理能力 38,650m <sup>3</sup> /日最大となる
〃 54年 3月	中島地区第2分区の都市計画決定の変更 ・幹線管渠のルートを変更
〃 54年 4月	高松下水処理場の増設計画のうち 50,850 m <sup>3</sup> /日最大が完成、処理能力 155,150 m <sup>3</sup> /日最大 となる
〃 54年 6月	静岡市公共下水道事業計画第7回変更認可 ・中島処理区の汚水幹線と土場川排水区雨水幹線のルート変更及び原単位等を安倍川、 巴川流域別下水道整備総合計画に整合
〃 54年 8月	中島処理区の都市計画法変更事業認可
〃 55年 7月	中島1・2号幹線の建設に着手
〃 55年 8月	中島下水処理場(雨水・汚水沈砂池及びポンプ棟)建設に着手
〃 56年 2月	静岡市公共下水道事業計画第8回変更認可 ・城北処理区 135.46ha の拡張認可他
〃 56年 4月	第5次下水道整備5ヶ年計画が総事業 318 億円で発足
〃 56年 6月	中島処理区の汚水枝管整備に着手、中島下水処理場(水処理施設)建設に着手
〃 57年 1月	城北処理区及び高松処理区の都市計画法変更事業認可
〃 57年 3月	高松下水処理場、二次処理施設の増設計画が完了、処理能力は 206,000 m <sup>3</sup> /日最大となる
〃 57年12月	土場川排水区、中島雨水ポンプ場供用開始(972m <sup>3</sup> /min)
〃 59年 3月	受益者負担金条例一部改正 中島地区:633.22ha(258 円/㎡)
〃 60年 4月	高松処理区流入及び放流幹線ルート変更の都市計画決定 静岡広域下水道事業促進協議会を設立
〃 60年 5月	静岡市公共下水道事業計画第9回変更認可 ・高松下水処理場の雨天時流入渠・同放流渠のルート及び形状を変更
〃 60年10月	中島下水処理場 1/8 系列を供用開始(305.37ha) 静岡市公共下水道事業計画第10回変更認可 ・城北下水処理場の汚泥濃縮槽第2槽を重力式から機械式に及び中島処理区の中島3号 幹線ルートを変更
〃 61年 3月	高松、城北及び中島処理区の都市計画法変更事業認可
〃 61年12月	中島処理区拡張区域(汚水 428ha、雨水 1,161ha)の都市計画決定
〃 62年 2月	静岡市公共下水道事業計画第11回変更認可 ・中島処理区の都市計画法変更事業認可
〃 63年 3月	静岡市公共下水道事業計画第12回変更認可 ・中島下水処理場の汚泥処理方式を消化方式から直脱方式に変更
〃 63年12月	静岡広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区 賤機地区の拡張、汚水雨水共 2,288ha ・城北処理区 麻機北地区の拡張、汚水雨水共 947ha ・高松処理区 放流幹線の位置変更



平成 元年 3月	静岡市公共下水道事業計画第13回変更認可 ・中島処理区、大谷、東豊田、伝馬町新田地区 954ha を拡張 高松、城北及び中島処理区の都市計画法変更事業認可
〃 元年 7月	中島下水処理場汚泥処理施設の建設に着手
〃 元年 9月	静岡広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区、大谷汚水中継ポンプ場の位置変更 ・静岡広域都市計画下水道の決定 ・静岡処理区(静岡流域関連)汚水雨水共 910ha
〃 元年10月	静岡市公共下水道事業計画第14回変更認可 ・中島処理区、大谷汚水中継ポンプ場の位置変更
〃 元年12月	都市計画法変更事業認可
〃 2年 3月末	中島処理区、小鹿汚水中継ポンプ場供用開始
〃 3年 3月末	中島処理区、西大谷汚水中継ポンプ場供用開始
〃 3年 4月	静岡流域関連静岡市公共下水道事業計画認可 静岡処理区の都市計画法事業認可
〃 3年 7月	中島下水処理場水処理施設増設に着手
〃 4年 6月	静岡広域都市計画下水道の決定(長田処理区) ・汚水 1,056.00ha、雨水 1,056.00ha
〃 4年10月	中島下水処理場汚泥処理施設を供用開始
〃 5年 3月	静岡広域都市計画下水道の変更 ・城北処理区 麻機南、北地区(市街化調整区域)の拡張、汚水 984ha 幹線管渠基準改正に伴う変更 ・高松処理区 幹線管渠基準改正に伴う変更 ・中島処理区 幹線管渠基準改正に伴う変更
〃 5年 7月	静岡市公共下水道事業計画第15回変更認可 ・城北処理区 調整区域 37ha を拡張
〃 5年 9月	静岡広域都市計画下水道事業変更認可
〃 5年12月	静岡広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区 行政区域境修正による変更 ・静岡処理区 幹線管渠基準改正による変更
〃 6年 5月	静岡市公共下水道事業計画第16回変更認可 ・長田処理区 817ha を追加
〃 6年 6月	静岡流域関連静岡市公共下水道事業計画第1回変更認可 ・処理分区の分割及び主要な管渠の変更
〃 7年 4月	城北下水処理場、雨水沈砂池、雨水ポンプ、放流ポンプを供用開始
〃 8年 1月	静岡広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区 東静岡地区 34ha を静岡処理区より追加 ・静岡処理区 東静岡地区 34ha を中島処理区に追加 ・下川原雨水ポンプ場(ポンプ棟)建設に着手
〃 8年 3月	長田浄化センター(ブローラ棟及びスクリーンポンプ棟)建設に着手
〃 8年11月	中島下水処理場 汚泥焼却施設増設に着手(100t 炉)
〃 9年 3月	静岡市公共下水道計画第17回変更認可 静岡広域都市計画下水道事業変更認可
〃 9年 6月	静岡浄化センター1/8 系列を供用開始(19.19ha)
〃 10年 1月	静岡流域関連静岡市公共下水道事業計画第2回変更認可 ・瀬名地区及び東静岡地区 298.7ha を拡張、雨水排水区 45.4ha を追加
〃 10年 2月	静岡広域都市計画下水道事業変更認可(静岡)
〃 10年 3月	静岡広域都市計画下水道事業変更認可 ・高松処理区の事業期間を延伸
〃 10年 7月	中島下水処理場水処理施設増設に着手(6/8 系列)
〃 11年 3月末	下川原排水区、下川原雨水ポンプ場供用開始

平成12年 1月	中島下水処理場汚泥焼却施設(100t 炉増設) 供用開始
〃 12年 6月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第3回変更認可
〃 13年 3月	静岡市公共下水道計画第18回変更認可 ・中島処理区 中島市街化調整区域 26ha、長田処理区 丸子地区 214haを拡張
〃 13年 3月末	中島処理場水処理施設増設分供用開始(5/8 系列)
〃 14年 1月	静清広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区(服織地区) 市街化区域 228haを拡張、汚水雨水共 2,550ha
〃 14年 6月	長田浄化センター4/11 系列を供用開始(290.76ha) 長田処理区、用宗汚水中継ポンプ場供用開始
〃 14年 7月	安倍川大下水路(葵区南安倍二丁目)ろ過スクリーン完成
(2)清水区	
昭和29年12月	日本下水道協会に下水道の計画設置を依頼
〃 30年11月	公共下水道事業認可 494.8ha
〃 31年 4月	下水道事業に着手
〃 32年 9月	都市計画下水道の計画並びに事業決定 ・総面積 494.8ha(中央 79.6ha 江尻北部 103.3ha 江尻南部 94.9ha 清水 217.0ha)
〃 33年 3月	中央ポンプ場(現 築地ポンプ場) 供用開始
〃 35年 3月	下水道条例制定
〃 35年 4月	下水道使用料の徴収開始
〃 38年 3月	下水道条例改正
〃 38年11月	清水市公共下水道第1回変更認可 ・江尻南部及び江尻北部排水区域の変更、江尻北部排水区の管系統の変更及び江尻ポンプ場の計画
〃 40年 3月	都市計画下水道の変更 ・江尻ポンプ場の位置の変更及びそれに伴う管渠延長・吐口の変更
〃 41年 3月	都市計画下水道の変更 ・江尻ポンプ場の変更及びそれに伴う管渠吐口の位置変更
〃 41年 5月	下水道江尻ポンプ場(現 愛染ポンプ場) 供用開始
〃 41年11月	清水市公共下水道第2回変更認可 ・処理場予定位置の変更及び中級処理を高級処理に変更、江尻ポンプ場位置の変更
〃 43年 2月	下水道終末処理場施設築造に着手
〃 44年 9月	下水道料金等審議会条例制定
〃 44年12月	下水道条例改正(受益者負担金徴収)
〃 45年 2月	清水市公共下水道第3回変更認可 ・清水排水区の変更、入江排水区に浜田ポンプ場を追加、江尻北部排水区の区域追加、江尻南部排水区の分水人孔の廃止及び一部区域の削除、人口密度の表現の変更、計画単位汚水量の変更
〃 45年 4月	下水道事業受益者負担金徴収条例施行 下水道使用料改正
〃 46年12月	小金都市下水路(旧蒲原町) 都市計画決定 楠新田都市下水路の都市計画決定
〃 47年 1月	小金都市下水路(旧蒲原町) 事業認可
〃 47年 3月	清水市基本構想策定 清水市公共下水道第4回変更認可 ・清水地区の清開ポンプ場位置の変更、清開ポンプ場位置の変更による幹線ルートの一部変更、処理区及び各施設の名称変更
〃 47年 4月	下水道条例改正(使用料の改正) 下水道排水設備指定工事業者発足 南部終末処理場供用開始

昭和47年10月	楠新田都市下水路事業認可
〃 48年 6月	三保都市下水路計画並びに事業決定
〃 48年 7月	清開ポンプ場供用開始
〃 48年11月	三保都市下水路事業認可
〃 49年11月	三保都市下水路計画決定の変更
〃 50年 2月	清水市公共下水道(北部処理区)計画並びに事業決定 清水市公共下水道(南部処理区)計画決定の変更
〃 50年 4月	南部終末処理場を南部浄化センターに名称変更
〃 50年 5月	清水市公共下水道第5回変更認可 ・北部処理区の追加、北部終末処理場の新設、雨水流出量算定公式 ・愛染ポンプ場の拡張 ・南部処理区の一部追加
〃 50年10月	弥生都市下水路計画並びに事業決定
〃 50年12月	下水道条例改正
〃 51年 4月	三保都市下水路計画決定の変更
〃 51年 5月	三保都市下水路第1次認可変更
〃 51年 8月	捨川都市下水路計画並びに事業決定
〃 51年11月	捨川都市下水路事業認可
〃 51年12月	清水市公共下水道第6回変更認可 ・北部処理場の配置変更 北部終末処理場建設に着手(下水道事業団委託)
〃 52年 4月	浜田ポンプ場雨水一部供用開始
〃 52年 6月	下水道条例(水質規制の強化)
〃 52年11月	愛染ポンプ場増設工事着手
〃 53年 4月	折戸都市下水路の計画並びに事業決定
〃 55年 1月	清水市公共下水道(南部処理区)計画決定の変更 清水市公共下水道(北部処理区)計画決定の変更 村松都市下水路の計画並びに事業決定
〃 55年 2月	村松都市下水路事業認可
〃 55年 4月	清水市公共下水道第7回変更認可 ・下水道排除方式の一部変更、希釈倍率の変更 ・築地、浜田、清開、愛染ポンプ場及び南部終末処理場の拡張 ・雨水流出量算定公式の変更 ・幹線管渠の配置、構造及び能力の変更、雨水吐口の配置変更 ・宮加三地区の追加変更
〃 55年 7月	三保ポンプ場(雨水)供用開始
〃 55年 9月	第2次清水市基本構想策定
〃 56年 2月	駒越都市下水路事業認可
〃 56年 3月	三保都市下水路第2次変更認可 北部終末処理場完成
〃 56年 4月	南部処理場新系建設着手
〃 56年 7月	駒越都市下水路計画並びに事業決定
〃 56年 8月	駒越都市下水路第1次変更認可
〃 56年11月	北部処理場供用開始
〃 57年 3月	清水市公共下水道第8回変更認可 ・南部終末処理場汚泥処理のフローの変更、汚泥脱水機的能力変更、水処理上部施設の追加
〃 57年11月	八木間都市下水路計画並びに事業決定 八木間都市下水路事業認可

昭和58年 7月	村松都市下水路第1回変更認可 清水市公共下水道第9回変更認可 ・南部処理区の分合流区域の系統分離、宮加三ポンプ場計画(分流汚水専用)合流区域増補幹線の見直し、浜田、清開、築地ポンプ場の変更、北部終末処理場の脱水機の仕様変更
〃 58年 8月	清水市公共下水道(南部処理区)計画決定の変更(用途地域変更 南部処理区 918ha) 清水市公共下水道(北部処理区)計画決定の変更(用途地域変更 北部処理区 495ha)
〃 58年12月	庵原都市下水路事業認可
〃 59年 4月	企業会計へ移行
〃 59年 9月	宮田都市下水路(旧蒲原町)都市計画決定
〃 59年 9月	蟹沢都市下水路(旧由比町)都市計画決定
〃 59年11月	宮田都市下水路(旧蒲原町)事業認可
〃 59年12月	蟹沢都市下水路(旧由比町)事業認可
〃 60年 4月	施設管理事務所設置
〃 60年10月	清水市公共下水道第10回変更認可 ・南部終末処理場水処理散気装置の使用変更、ブロワ設備自家発電設備の容量変更 ・浜田宮加三幹線のルート変更に伴う一部管渠系統の変更 ・宮加三ポンプ場の変更 清水市公共下水道(南部処理区)の計画決定の変更
〃 62年 3月	駒越都市下水路第2次変更認可
〃 62年 3月	折戸(雨水)ポンプ場、宮加三ポンプ場、南部終末処理場新系供用開始
〃 62年 7月	駒越都市下水路の計画決定の変更
〃 62年 8月	駒越都市下水路第3次変更認可
〃 62年12月	八木間都市下水路の計画決定の変更
〃 63年 3月	三保都市下水路第3次変更認可 諏訪都市下水路(旧蒲原町)都市計画決定 庵原都市下水路第1次変更認可 下八木間北都市下水路の計画決定
〃 63年 5月	清水海岸コースタル・コミュニティ・ゾーン(CCZ)整備計画(建設省認定)
〃 63年10月	第3次清水市総合計画基本構想の策定
〃 63年11月	諏訪都市下水路(旧蒲原町)事業認可
〃 63年12月	静清流域下水道の都市計画決定
平成 元年 3月	下水道条例改正
〃 元年 6月	清水市公共下水道(静清処理区)の計画決定
〃 元年 8月	静清流域関連清水市公共下水道事業計画認可 面積 373.4ha
〃 元年 9月	第3次清水市総合計画基本計画策定
〃 元年10月	興津中町都市下水路の都市計画決定 清水市公共下水道(南部処理区)の都市計画変更(CCZ 関連特環)
〃 元年12月	清水市公共下水道第11回変更認可 ・南部処理区、北部処理区の区域を追加、計画諸元の変更
〃 4年 3月	静清流域下水道の計画決定の変更
〃 5年12月	清水市公共下水道(南部処理区)計画決定の変更 清水市公共下水道(北部処理区)計画決定の変更 清水市公共下水道(静清処理区)計画決定の変更 村松都市下水路計画決定の変更(廃止)
〃 6年 1月	静清流域下水道計画決定の変更
〃 6年 4月	庵原都市下水路第2次変更認可 市長部局から企業局へ

平成 7年 1月	三保都市下水路の計画決定の変更 駒越都市下水路の計画決定の変更(廃止) 折戸都市下水路の計画決定の変更(廃止)
〃 7年 3月	清水市公共下水道(南部処理区)計画決定の変更 三保特環区域供用開始 清水市公共下水道第12回変更認可 ・南部処理区区域の追加 折戸ポンプ場計画
〃 7年 4月	流域下水道担当を下水道建設課から下水道管理課へ移設
〃 7年10月	静清流域関連清水市公共下水道事業計画第1回変更認可 ・静清処理区 397.9ha の拡張 処理区域の追加
〃 9年 6月	静清浄化センター供用開始(307.9ha)
〃 10年 1月	静清流域関連清水市公共下水道事業計画第2回変更認可 ・全体計画目標年次、人口フレーム及び原単位等の見直しに伴う変更
〃 10年 4月	折戸(汚水)ポンプ場供用開始
〃 11年 3月	清水市公共下水道(静清処理区)計画決定の変更
〃 12年 4月	静清流域関連清水市公共下水道事業計画第3回変更認可 ・静清処理区 670.3ha を拡張 処理区域の追加
〃 13年 3月	清水市公共下水道第13回変更認可
〃 13年 4月	部の名称が企業部から企業局に変更
(3)静岡市	
平成15年 4月	合併により新静岡市誕生
〃 15年 8月	静岡市公共下水道計画第19回変更認可 ・中島処理区 服織地区 228ha、長田処理区 用宗地区 15haを拡張
〃 15年10月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第4回変更認可 ・静清処理区の雨水 184.8haを拡張
〃 16年 2月	中島浄化センター風力発電施設による電力供給開始
〃 16年 5月	中島浄化センター水処理施設上部に中島人工芝多目的スポーツグラウンド完成
〃 17年 3月	静岡市公共下水道全体計画(汚水)の策定 静岡市合流式下水道緊急改善計画の策定
〃 17年 4月	全国で14番目の政令市となる
〃 17年 8月	高松浄化センターから中島浄化センター汚泥集約施設への汚泥圧送開始
〃 17年11月	静岡市公共下水道都市計画決定の変更 ・旧 2 市で処理区毎に都市計画決定していたものを一本化、名称を全処理区一括で「静岡市公共下水道」とする ・一本化に伴う幹線名称の変更及び処理場名称を浄化センターに統一 ・三保地区の排水区域拡大及び三保ポンプ場(汚水)の追加 ・排除面積 1,000ha 未満の管渠の削除と起終点の変更
〃 18年 2月	静岡市浸水対策推進プラン策定 静岡市公共下水道事業計画第20回変更認可 ・中島処理区 6.5ha を静清処理区へ変更 南部処理区 351.1ha を静清処理区へ変更 静清処理区 3.6ha を北部処理区へ変更 ・南部処理区の汚水区域 118.4ha(内訳:三保地区 97.3ha、駒越地区 21.1ha)及び雨水区域 150.2ha(内訳:三保地区 129.1ha、駒越・折戸地区 21.1ha)を追加 ・三保地区の排水区域拡大に伴う、三保(汚水)ポンプ場の追加 ・浄化センターの処理系列変更(中島 8→7、長田 11→10) ・計画放流水質設定 ・合流改善計画(スクリーン、貯留施設、雨天時活性汚泥法)

平成18年 3月	下水道条例改正(下水道使用料の一元化 平成18年6月1日施行) 静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第5回変更認可 ・中島処理区 6.5ha を静清処理区へ変更 南部処理区 351.1ha を静清処理区へ変更 静清処理区 3.6ha を北部処理区へ変更 蒲原町と合併 第1次静岡市下水道事業中期経営計画策定 静岡市再構築基本計画(管きよ)の策定
〃 19年 8月	城北処理区No.1(葵区上足洗一丁目)ろ過スクリーン完成
〃 20年 2月	静岡市下水道地震対策緊急整備計画の策定
〃 20年 3月	高松処理区No.10(駿河区小黒二丁目)ろ過スクリーン完成 静岡市再構築基本計画(施設)の策定
〃 20年 4月	清水北部処理区No.1(清水区本郷町)ろ過スクリーン完成 静岡市公共下水道事業計画第21回変更認可 ・(城北処理区)城北排水区 604ha を城北 494.6ha、大岩 92.8ha、唐瀬第一 16.6ha に分割(雨水) ・(長田処理区)広野排水区 47.8ha の追加(雨水) ・(南部処理区)折戸排水区 114ha を折戸第一 53.2ha、折戸第二 60.8ha に分割(雨水)
〃 20年11月	由比町と合併
〃 21年 1月	城北処理区No.2(葵区上足洗二丁目)ろ過スクリーン完成
〃 21年 2月	静岡市公共下水道都市計画決定の変更 ・静岡市公共下水道排水区域の拡大 約 8,085ha⇒約 9,573ha (約 1,488ha 追加) ・楠新田都市下水路の廃止 (L=約 916m、排水区域=41ha) ・捨川都市下水路の廃止 (L=約 1,080m、排水区域=168ha) ・弥生都市下水路の廃止 (排水区域=13ha)
〃 21年 3月	高松処理区No.3(駿河区馬淵一丁目)ろ過スクリーン完成 高松処理区No.9(駿河区稲川2丁目)ろ過スクリーン完成 清水北部浄化センター雨天時活性汚泥法(3W法)設備完成
〃 21年 4月	大谷地区の排水区域 45.3ha の浸水対策として大谷雨水ポンプ場の供用を開始
〃 22年 2月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第6回変更認可 ・静清処理区 241.5ha の拡張 静岡市合流式下水道緊急改善計画変更
〃 22年 3月	静岡市下水道ビジョン、第2次静岡市下水道事業中期経営計画(H22~26)策定 静岡市公共下水道事業計画第22回変更認可 ・(城北処理区)城北排水区_唐瀬1号雨水幹線のルート変更 ・(長田処理区)下川原排水区_雨水貯留管の位置付け 高橋三丁目地区下水道浸水被害軽減総合計画策定 押切・石川新町地区下水道浸水被害軽減総合計画策定 巴川流域水害対策計画策定 清水南部浄化センター雨天時活性汚泥法(3W法)設備完成 三保地区の汚水専用ポンプ場として三保汚水ポンプ場の供用開始 清開ポンプ場自家発電設備棟建設
〃 22年12月	高松処理区No.2(駿河区新川一丁目)ろ過スクリーン完成 静岡市公共下水道都市計画決定の変更 ・高橋、渋川、能島、長崎新田雨水ポンプ場の追加 ・高橋、渋川、能島、長崎新田雨水ポンプ場放流幹線の追加
〃 23年 1月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第7回変更認可 ・(静清処理区)排水区 354.6ha の拡張 ・高橋、渋川、能島、長崎新田雨水ポンプ場の追加

平成23年 3月	静岡市下水道における地球温暖化防止実行計画策定 静岡市公共下水道事業計画第23回変更認可
〃 24年 3月	・合流式下水道緊急改善計画の位置付け ・(中島処理区)中島浄化センター固形燃料化方式の採用 ・(長田処理区)下川原排水区雨水貯留管のルート変更
〃 24年 4月	静岡市合流式下水道緊急改善計画変更 巴川流域(都市浸水想定区域)内水ハザードマップの作成・公表
〃 25年 3月	寺田雨水ポンプ所 供用開始 静岡市下水道総合地震対策計画の策定 下川原地区内水ハザードマップの作成・公表
〃 25年 4月	静岡市公共下水道都市計画決定の変更 ・静岡浄化センターおよび南部幹線、北部幹線、静岡浄化センター放流幹線の追加 静岡市公共下水道事業計画第24回変更 ・静岡処理区の追加(流域関連公共下水道→公共下水道) ・静岡市合流式下水道緊急改善計画変更 ・既設雨水排水施設の位置付け(西大谷雨水幹線、大谷雨水ポンプ場) ・静岡処理区(雨水)の内容変更(高橋雨水ポンプ場施設配置、入江、清水、大沢排水区域)
〃 25年 7月	静岡浄化センター 静岡県より移管 花の木雨水ポンプ所 建設局より移管
〃 25年11月	丸子芹が谷雨水ポンプ所 供用開始
〃 26年 3月	城北浄化センター雨天時活性汚泥法(3W法)設備完成 静岡市公共下水道再構築基本計画(管路)策定
〃 26年12月	静岡市下水道施設津波対策計画策定 高松浄化センター雨天時活性汚泥法(3W法)設備完成
〃 27年 3月	静岡市公共下水道事業計画第25回変更 ・主要な管きよの配置、構造、能力の変更 ・処理施設の能力(処理方法)の変更 静岡市下水道再構築基本計画の策定 しずおか水ビジョン策定
〃 27年 7月	静岡市上下水道事業第3次中期経営計画(H27~30)策定 巴川流域その2(都市浸水想定区域外)内水ハザードマップの作成・公表
〃 28年 2月	静岡市浸水対策推進プラン改訂
〃 28年 3月	静岡駅北・駅南地区内水ハザードマップの作成・公表
〃 28年 5月	下川原雨水貯留管 完成 静岡都市計画下水道の変更 ・静岡市公共下水道排水区域の拡大等 (汚水)約9,901ha⇒約9,932ha(約32ha追加、約1ha除外) (雨水)約9,573ha⇒約9,601ha(約28ha追加、約1ha除外)
〃 29年 1月	しずおか水ビジョンが、内閣官房水循環政策本部から「流域水循環計画」の1つとして認定される。
〃 29年 3月	中島浄化センター汚泥燃料化施設 完成 長田地区内水ハザードマップの作成・公表 静岡市公共下水道事業計画第26回変更 ・計画目標年次の変更(事業計画完成年度を3年間延伸し平成34年度とする) ・主要な管きよの配置、能力の変更、点検方法及び頻度等の追加 ・事業計画区域の変更(浜川排水区136.0ha⇒135.4ha) ・排水区の分割及び排水区の名称追加(大谷川右岸第一排水区から豊田排水区を分割) ・汚泥処理施設の統廃合(清水南部浄化センター⇒静岡浄化センター) ・計画諸元の変更(計画人口、計画汚水量など)

平成29年11月	静岡都市計画下水道の変更 ・静岡市公共下水道排水区域の拡大（恩田原・片山地区） （污水）約 9,932ha⇒約 9,972ha（約 40ha 追加） （雨水）約 9,601ha⇒約 9,640ha（約 40ha 追加）
〃 29年12月	汚水処理施設の整備区域を見直し、静岡市汚水処理計画を策定
〃 30年 3月	清水区南部地区内水ハザードマップの作成・公表 静岡市公共下水道事業計画第 27 回変更 ・事業計画区域の変更（中島処理区 2600.9ha⇒2640.6ha） ・計画諸元の変更（計画人口、計画汚水量等）
〃 31年 2月	清水区北部地区内水ハザードマップの作成・公表
〃 31年 3月	静岡市公共下水道事業計画第 28 回変更 ・幹線管渠の変更（巴川右岸雨水 2-1 号幹線） 上下水道事業経営戦略（下水道編）（R1～R12）の策定 第 4 次静岡市上下水道事業中期経営計画（R1～R4）の策定 静岡市浸水対策推進プランの改訂
令和 元年11月	静岡市公共下水道事業計画第 29 回変更 ・幹線管渠の変更（唐瀬 1 号雨水幹線）
令和 2年 3月	蒲原・由比地区内水ハザードマップの作成・公表 籠上・服織地区内水ハザードマップの作成・公表
令和 2年 4月	送受泥施設（清水南部浄化センター⇒静岡浄化センター）供用開始
令和 2年 8月	静岡都市計画下水道の変更 ・静岡市公共下水道排水区域の拡大（飯田庵原地区） （污水）約 9,972ha⇒約 10,034ha（約 62ha 追加） ・雨水ポンプ場の変更（渋川雨水ポンプ場 吐き口位置）
令和 3年 3月	静岡市公共下水道事業計画第 30 回変更 ・事業計画区域の変更（静岡処理区 2902.6ha⇒2921.3ha） ・雨水ポンプ場の変更（渋川雨水ポンプ場 吐き口位置等） 第 4 次静岡市上下水道事業中期経営計画（R1～R4）の改定 葵区・駿河区・清水区内水ハザードマップの作成・更新・公表 （従来のハザードマップを統合）
令和 4年 2月	静岡市公共下水道事業計画第 31 回変更 ・事業計画区域の変更（旧巴川右岸第 2 排水区：18.5ha 追加） ・雨水幹線の変更（清水雨水 1 号幹線 吐き口位置等） ・雨水ポンプ場の変更（能島雨水ポンプ場 ポンプ構造等） ・汚水ポンプ場の変更（清開ポンプ場 ポンプ構造） ・下水道法の改正に伴う、樋門等の点検頻度等
令和 4年 3月	静岡市公共下水道再構築基本計画の策定
令和 4年 4月	静岡都市計画下水道の変更 ・静岡市公共下水道排水区域の拡大（宮川・水上地区） （污水）約 10,034ha⇒約 10,090ha（56.2ha 追加） （雨水）約 9,640ha⇒約 9,696ha（56.2ha 追加）
令和 4年 7月	高橋雨水ポンプ場 供用開始
令和 4年12月	静岡都市計画下水道の変更 ・幹線管渠の一部廃止と終点の変更 ・宮加三ポンプ場の廃止
令和 5年 1月	静岡市公共下水道事業計画第 32 回変更 ・南部処理区 220ha を静岡処理区へ編入 ・宮加三ポンプ場の廃止（予定） ・幹線管渠の一部廃止と終点の変更



- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・計画放流量の見直し及び変更</li><li>・処理能力の変更（浄化センター、汚水ポンプ場）</li><li>・区域区分の変更に伴う区域変更の反映</li><li>・雨水ポンプ場の変更（渋川雨水ポンプ場ポンプ構造、高橋雨水ポンプ場貯留施設等）</li><li>・事業期間の延伸（令和5年3月31日⇒令和11年3月31日）</li></ul> |
|--|--|

### 3 公共下水道計画の概要

(1) 全体計画（目標年次は令和12年）

#### ① 汚水計画

下水道区分	処理区名	面積 (ha)	人口 (人)	計画汚水量			排除方式
				日平均 (m <sup>3</sup> /日)	日最大 (m <sup>3</sup> /日)	時間最大 (m <sup>3</sup> /日)	
単独公共下水道 (内特環)	高松	705.0	60,700	32,100	38,500	55,100	合流式
	城北	984.0	70,400	29,500	35,500	50,600	合:124.0ha 分:860.0ha
	南部 (内特環)	947.0 (70.9)	35,900 (44)	18,900	22,000	33,500	合:268.8ha 分:678.2ha
	北部	498.6	17,100	9,600	11,100	17,100	合:97.2ha 分:401.4ha
	中島	2,725.9	156,500	72,600	87,300	126,500	分流式
	長田	1,046.0	57,500	25,100	30,000	43,300	〃
	美和	0.0	0	0	0	0	〃
	静清(静岡地区)	836.7	42,500	82,000	96,500	143,500	〃
	静清(清水地区)	2,407.6	128,000				
	計	10,150.8	568,600	269,800	320,900	469,600	合:1,195.0ha 分:8,955.8ha

#### ② 浄化センター計画

下水道区分	浄化センター名	所在地	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	処理方法 (合流改善対策)	計画処理能力	
					日最大 (m <sup>3</sup> /日)	雨天時最大 (m <sup>3</sup> /日)
単独公共下水道	高松	駿河区 登呂五丁目	43,600	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	38,500	516,000
	城北	葵区 加藤島	59,300	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	35,500	280,800
	清水南部	清水区 清開三丁目	26,400	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	22,000	185,760
	清水北部	清水区 横砂	25,500	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	11,100	122,600
	中島	駿河区 中島	160,800	標準活性汚泥法	87,300	—
	長田	駿河区 下川原南	34,600	標準活性汚泥法	30,500	—
	静清	清水区 清開一丁目	41,200	標準活性汚泥法	96,500	—

### ③ 汚水ポンプ場計画

ポンプ場名	所在地	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	処理区名	揚水量 (m <sup>3</sup> /min)		排水面積 (ha)	備考
				合流(晴/雨)	分流		
西大谷	駿河区 西大谷	1,150	中島	—	4.02	266	
小 鹿	駿河区 小鹿	960	中島	—	12.00	455	
用 宗	駿河区 用宗一丁目	1,820	長田	—	4.98	215	
築 地	清水区 築地町	3,450	南部	8.40 / 815	—	79	合流地区
浜 田	清水区 千歳町	4,920	南部	1.20 / 353	—	28	合流地区
清 開	清水区 清開二丁目	8,040	南部	3.66 / 683	—	72	合流地区
宮加三	清水区 宮加三	5,030	南部	—	5.64	264	廃止予定
折 戸	清水区 折戸一丁目	3,500	南部	—	11.16	255	
三 保	清水区 三保	4,060	南部	—	4.44	352	
愛 染	清水区 愛染町	4,890	北部	3.84 / 777	—	79	合流地区

### ④ 雨水ポンプ施設計画

#### ア) 雨水ポンプ場

ポンプ場名	所在地	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	排水区名	排水量 (m <sup>3</sup> /min)	排水面積 (ha)
中 島	駿河区 中島	14,000	土場川	1,529	172
下川原	駿河区 下川原南	7,700	下川原	1,931	223
大 谷	駿河区 大谷	352	旧大谷川	90	7
折戸	清水区 折戸一丁目	3,500	駒越第2	473	41
三 保	清水区 三保	4,060	三保第1 三保第2	937	96
渋 川	清水区 渋川一丁目	1,400	巴川右岸 第2	276	27
能 島	清水区 北脇新田、押切	2,100	巴川左岸 第4	619	71
長崎新田	清水区 長崎新田	2,000	四方沢川	266	25
高 橋	清水区 高橋三丁目	5,300	山原川右岸 山原川左岸	2,160	226

#### イ) 雨水ポンプ所\*

ポンプ所名	所在地	排水区名	排水量 (m <sup>3</sup> /min)	排水面積 (ha)
寺 田	駿河区 寺田	丸子西	132	20
花の木	清水区 永楽町	巴川左岸 第5	210	20
丸子芹が谷	駿河区 丸子芹が谷町	丸子西	167	19

※ 沈砂池を設けない形式かつ除じん機は簡易的なもので、電気室など一部施設が建物に囲まれているもの

### ⑤ 雨水計画

	排水区	対象区域 (ha)
静岡地区	61	6,535
清水地区	60	3,605
合計	121	10,140

(2)事業計画（目標年次は令和10年）

① 污水計画

最終事業計画変更:令和4年度

処理区名	面積 (ha)	人口 (人)	計画汚水量			排除方式
			日平均 (m <sup>3</sup> /日)	日最大 (m <sup>3</sup> /日)	時間最大 (m <sup>3</sup> /日)	
高松	705.0	61,500	119,600	126,000	142,800	合流式
城北	984.0	71,300	29,900	36,000	51,200	合:124.0ha 分:860.0ha
南部 (内特環)	767.9 (30.9)	33,700 (44)	16,200	19,100	28,400	合:268.8ha 分:499.1ha
北部	444.2	16,000	9,000	10,400	16,000	合:97.2ha 分:347.0ha
中島	2,696.8	158,100	73,300	88,300	127,600	分流式
長田	1,046.0	58,300	25,500	30,400	43,900	〃
静岡(静岡地区)	836.7	45,400	80,800	95,200	141,300	〃
静岡(清水地区)	2,304.6	123,600				
計	9,785.2	567,900	354,300	405,400	551,200	合:1,195.0ha 分:8,590.2ha

② 浄化センター計画

浄化センター名	処理方法 (合流改善対策)	計画処理能力		放流先	備考
		日最大 (m <sup>3</sup> /日)	雨天時最大 (m <sup>3</sup> /日)		
高松	高速エアレーション 沈殿法 標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	167,300	516,000	浜川	S35.11一次処理開始(簡易処理) S47.4二次処理開始(高速エアレーション) S54.3標準活性汚泥法処理開始
城北	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	54,000	280,800	巴川	S52.4処理開始
清水南部	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	35,500	185,760	清水港	S47.4処理開始(旧系) S62.3処理開始(新系)
清水北部	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	15,100	122,600	清水港	S56.11処理開始
中島	標準活性汚泥法	101,200	—	安倍川	S60.10処理開始
長田	標準活性汚泥法	30,500	—	丸子川	H14.6処理開始
静岡	標準活性汚泥法	96,500	—	巴川	H9.6処理開始

③ 汚水ポンプ場計画

ポンプ場名	処理区名	揚水量(m <sup>3</sup> /min)		排水面積 (ha)	備 考
		晴天時最大	雨天時最大		
西大谷	中島	4.08	—	265.7	H3.3供用開始
小 鹿	中島	12.12	—	454.8	H2.3供用開始
用 宗	長田	5.04	—	213.2	H14.6供用開始
築 地	南部	8.34	883.00	125.2	合流地区 S33.3供用開始 H2.3供用開始(建替)
浜 田	南部	1.2	363.00	28.01	合流地区 S52.4供用開始
清 開	南部	3.66	730.00	72.4	合流地区 S48.7供用開始
宮加三	南部	5.76	—	245	S62.4供用開始(廃止予定)
折 戸	南部	9.18	—	254.95	H10.4供用開始
三 保	南部	2.46	—	351.85	H22.3供用開始
愛 染	北部	3.9	847.00	102.86	合流地区 S41.5供用開始 S55.3供用開始(建替)

④ 雨水ポンプ施設計画

ア)雨水ポンプ場

ポンプ場名	排水区名	排水量 (m <sup>3</sup> /min)	排水面積 (ha)	備 考
中 島	土場川	1,529	172	S57.12供用開始
下川原	下川原	1,931	223	H11.4供用開始
大谷	旧大谷川	90	7	H21.4大谷区画整理より譲渡
折 戸	駒越第2	473	41	S62.3供用開始
三 保	三保第1	937	96	S55.7供用開始
渋 川	巴川右岸第2	276	27	未供用
能 島	巴川左岸第4	619	53	未供用
長崎新田	四方沢川	266	25	未供用
高 橋	山原川左岸	1,555	196	R4.7供用開始

イ)雨水ポンプ所

ポンプ所名	排水区名	排水量 (m <sup>3</sup> /min)	排水面積 (ha)	備 考
寺田	丸子西	132	20	H24.4供用開始
花の木	巴川左岸 第5	210	20	H25.4建設局より移管
丸子芹が谷	丸子西	167	19	H25.7供用開始

⑤ 雨水計画

排水区名	排水面積 (ha)	雨水きよ 延長(m)	備 考	排水区名	排水面積 (ha)	雨水きよ 延長(m)	備 考
●単独公共下水道【静岡地区】				丸子川上流	67.0	—	
城 北	494.6	9,350		丸子常盤	27.0	230	
大岩	92.8	1,960		丸子西	34.0	—	
唐瀬第一	16.6	490		小豆川	86.0	—	
沓 谷	192.3	4,520		広野	47.8	1,330	
麻 機	95.0	130		大谷川右岸第2	115.3	3,790	
土場川	171.6	2,590		川合	46.7	1,430	
中央大	232.0	7,650		吉田川第2	6.5	—	
浜 川	135.4	1,140		●単独公共下水道【清水地区】			
高松第二	246.0	5,410		中 央	53.5	—	
中 田	115.0	5,070		宮加三	88.0	240	
大谷川右岸第1	412.9	9,700		村 松	90.0	2,010	
豊 田	71.1	770		宮加三南	62.4	70	
大谷川左岸第1	468.4	2,830		駒越西第一	34.3	810	
吉田川第1	98.5	1,150		駒越第一	18.7	—	
旧大谷川	42.6	600		駒越第二	50.5	650	
伝馬町新田北	155.0	4,520		駒越第三	42.9	480	
伝馬町新田南	188.0	6,310		折戸第一	53.2	860	
的 場	25.0	260		折戸第二	60.8	2,650	
久住谷川右岸第1	4.0	—		三保第一	87.3	1,430	
久住谷川右岸第2	19.0	—		三保第二	21.7	350	
久住谷川左岸	4.0	—		三保第四	20.1	—	
大門川上流	5.0	—		江尻北部	24.8	—	
大門川右岸	10.0	—		袖 師	210.5	2,760	
大門川左岸	20.0	—		横 砂	61.5	870	
柿 田	32.0	330		西久保	41.0	970	
羽 鳥	51.0	500		入 江	92.0	170	
千 代	35.0	540		浜 田	20.7	—	
山 崎	23.0	—		清 水	96.7	1,720	
深 谷	48.0	—		大 沢	49.1	1,200	
向敷地	85.0	3,410		矢 部	92.6	140	
鎌田	109.0	3,290		巴川左岸第4	52.5	810	
上川原	71.0	2,040		巴川左岸第5	20.3	480	
下川原	284.0	6,270		巴川右岸第2	61.8	1,260	
小 坂	1.0	—		旧巴川右岸第2	18.5	590	
青 木	46.0	1,200		山原川左岸	199.5	3,500	
小坂川左岸	67.0	600		四方沢川	24.5	510	
用宗第一	28.0	660					
用宗第二	33.0	150					
用宗第三	5.0	—					
石 部	9.0	—					
計					6,421.5	114,750	

(3) 処理区別整備状況(令和4年度末)

① 管きよ

種別	年度	高松	城北	南部	北部	中島	長田	静清		由比	蒲原	計
								静岡	清水			
整備区域面積(ha)	R2	704	925	817	343	2,557	926	821	1,912	—	—	9,006
	R3	704	925	818	348	2,574	928	823	1,920	—	—	9,039
	R4	704	925	819	348	2,584	928	823	1,935	—	—	9,067
事業計画に対する整備率		99.9%	94.0%	82.9%	78.3%	97.9%	88.7%	98.4%	92.8%	—	—	93.2%
処理区域面積(ha)	R2	704	925	817	343	2,552	918	821	1,901	—	—	8,982
	R3	704	925	818	343	2,570	919	823	1,919	—	—	9,021
	R4	704	925	819	343	2,580	919	823	1,926	—	—	9,040
事業計画に対する整備率		99.9%	94.0%	82.9%	77.1%	97.7%	87.9%	98.4%	92.4%	—	—	92.9%
処理区域人口(人) 外国人含む	R2	66,143	74,426	39,949	17,527	166,268	54,213	47,871	120,524	—	—	586,921
	R3	65,551	75,134	41,485	18,067	169,241	60,595	49,235	124,429	—	—	603,737
	R4	65,198	74,214	41,125	17,892	169,147	60,146	48,177	124,179	—	—	600,078
※管きよ布設延長(km)	R2	241.3	270.8	357.9	96.0	659.0	278.2	194.9	407.1	0.8	1.4	2,507
	R3	241.3	271.0	358.0	96.0	663.4	277.9	195.2	407.6	0.8	1.4	2,513
	R4	241.5	271.3	358.5	96.0	666.9	278.0	195.4	411.0	0.8	1.4	2,521

※ 建設課及び維持課施工の汚水雨水、受贈、除却全てを含み他部局施工分は除く

② 浄化センター

種別	高松		城北	清水南部	清水北部	中島	長田	静清	
	高速エアロ	標準法							
処理能力	晴天時日最大(m <sup>3</sup> /日)	90,700	100,800	54,000	45,600	15,100	101,200	25,620	83,750
		191,500							
雨天時日最大(m <sup>3</sup> /日)	300,000	300,000	280,800	171,200	102,500	—	—	—	
	600,000								
処理系列	全体計画	系列	—	3系列	2系列	2系列	6系列	8系列	6系列
	事業計画	系列	—	3系列	3系列※	2系列	6系列	8系列	6系列
	供用済	系列	—	3系列	3系列※	2系列	6系列	6系列	5系列

※R9宮加三ポンプ場の静清浄化センターへの編入に伴い、旧系列を廃止予定

③ 汚水ポンプ場

		西大谷	小鹿	用宗	築地	浜田	清開	宮加三	折戸	三保	愛染
能力	汚水(m <sup>3</sup> /min)	13.5	21.0	9.2	68.0	44.0	140.6	64.0	14.0	7.2	70.0
	雨水(m <sup>3</sup> /min)				700	390	700				956
備考					合流	合流	合流				合流

※ 予備機含む

④ 雨水ポンプ施設

ア) 雨水ポンプ場

		中島	下川原	大谷	折戸	三保	高橋
現排水能力(m <sup>3</sup> /min)		1,722	2,000	90	576	721	1,620
ポンプ台数(既設/計画)		8/8台	6/6台	3/3台	4/4台	3/4台	3/4台

※ 大谷雨水ポンプ場は、H21.4.1大谷区画整理より譲渡

イ) 雨水ポンプ所

		寺田	花の木	丸子 芹が谷
現排水能力(m <sup>3</sup> /min)		151	160	167
ポンプ台数(既設/計画)		2/2台	2/2台	2/2台

⑤雨水(合流区域含む)

排水区名	排水面積 (ha)	整備面積 (ha)	整備延長 (km)	備考
高松第一	—	—	—	705.0 ha合流区域除く
城北	494.6	170.6	4.77	124.0 ha合流区域除く
大岩	92.8	26.2	0.53	
唐瀬第一	16.6	16.6	0.13	
香谷	192.3	113.4	4.92	
麻機	95.0	50.6	—	
土場川	171.6	83.3	1.77	
中央大	232.0	166.0	5.24	
浜川	135.4	113.2	—	
高松第二	246.0	173.8	6.26	
中田	115.0	87.5	3.28	
大谷川右岸第一	412.9	363.7	7.74	
豊田	71.1	57.9	1.08	
大谷川左岸第一	468.4	79.0	0.37	
吉田川第一	98.5	53.5	0.45	
旧大谷川	42.6	31.0	1.40	
伝馬町新田北	155.0	70.1	1.09	
伝馬町新田南	188.0	82.9	3.53	
新聞谷川右岸第一	—	—	—	
新聞谷川右岸第二	—	—	—	
新聞谷川右岸第三	—	—	—	
新聞谷川左岸第一	—	—	—	
新聞谷川左岸第二	—	—	—	
新聞谷川左岸第三	—	—	—	
久住谷川右岸第一	4.0	2.8	—	
久住谷川右岸第二	19.0	8.4	—	
久住谷川左岸	4.0	4.0	—	
大門川上流	5.0	4.9	—	
的場	25.0	1.6	—	
柿田	32.0	10.2	0.19	
羽鳥	51.0	12.3	—	
大門川右岸	10.0	0.0	—	
大門川左岸	20.0	2.8	—	
千代	35.0	16.9	1.85	
山崎	23.0	9.0	—	
慈悲尾	—	—	—	
産女	—	—	—	
牧ヶ谷	—	—	—	
深谷	48.0	22.4	—	
丸子川上流	67.0	39.5	—	
小豆川	86.0	53.5	—	
丸子常盤	27.0	3.6	—	
向敷地	85.0	58.3	2.91	
鎌田	109.0	66.7	1.82	
上川原	71.0	2.8	1.35	
下川原	284.0	283.7	1.85	下川原雨水貯留管の延長は除く
丸子西	34.0	22.0	1.27	
広野	47.8	1.4	—	
小坂	1.0	0.0	—	
青木	46.0	43.4	1.42	
小坂川左岸	67.0	32.9	0.60	
用宗第一	28.0	28.0	1.07	
用宗第二	33.0	29.6	0.99	
石部	9.0	2.5	—	
用宗第三	5.0	0.0	—	
川合	46.7	46.1	0.50	
大谷川右岸第二	115.3	77.1	0.00	
大谷川左岸第二	—	—	—	
吉田川第二	6.5	0.0	0.00	
長尾川	—	—	—	
瀬名川	—	—	—	

静岡地区

排水区名	排水面積 (ha)	整備面積 (ha)	整備延長 (km)	備考
江尻南部	—	—	—	268.8 ha合流区域除く
中央	53.5	53.5	—	
村松	90.0	37.5	—	
宮加三南	62.4	62.2	—	
宮加三	88.0	82.3	0.30	
駒越西第一	34.3	34.3	0.08	
駒越西第二	—	—	—	
駒越第一	18.7	18.7	0.80	
駒越第二	50.5	50.5	1.52	
駒越第三	42.9	42.9	1.53	
折戸第一	53.2	40.7	0.79	
折戸第二	60.8	0.0	—	
三保第一	87.3	87.3	1.88	
三保第二	21.7	21.7	1.88	
三保第三	—	—	—	
三保第四	20.1	6.2	—	
江尻北部	24.8	24.8	—	97.2 ha合流区域除く
袖師	210.5	135.3	3.40	
横砂	61.5	32.6	1.43	
西久保	41.0	1.9	—	
尾羽	—	—	—	
草薙川	—	—	—	
四方沢川	24.5	0.0	—	
旧巴川右岸第2	18.5	0.0	—	
巴川右岸第1	—	—	—	
巴川右岸第2	61.8	0.0	—	
谷津沢川	—	—	—	
大沢川左岸第1	—	—	—	
大沢川左岸第2	—	—	—	
大沢川左岸第3	—	—	—	
大沢川左岸第4	—	—	—	
瀬名新川	—	—	—	
巴川左岸第1	—	—	—	
巴川左岸第2	—	—	—	
巴川左岸第3	—	—	—	
巴川左岸第4	52.5	45.2	0.09	
巴川左岸第5	20.3	8.4	—	
塩田川右岸	—	—	—	
塩田川左岸	—	—	—	
塩田川左岸第2	—	—	—	
山原川	—	—	—	
山原川右岸	—	—	—	
山原川左岸	199.5	195.5	0.04	
入江	92.0	91.6	1.01	
浜田	20.7	20.7	—	
清水	96.7	49.8	—	
大沢	49.1	29.0	0.21	
矢部	92.6	51.6	—	
興津川右岸第1	—	—	—	
興津川右岸第2	—	—	—	
興津川右岸第3	—	—	—	
興津川右岸第4	—	—	—	
興津川右岸第5	—	—	—	
興津川右岸第6	—	—	—	
興津江川	—	—	—	
沢端川	—	—	—	
波多打川	—	—	—	
庵原川	—	—	—	
庵原川右岸	—	—	—	
山切川右岸第1	—	—	—	
山切川右岸第2	—	—	—	
合流区域	1195.0	1195.0	—	
その他	—	188.6	7.37	都市下水路、他部局施工等
合計	7616.5	5233.5	80.71	

清水地区



## 4 公共下水道普及状況(R5.3.31現在)

### (1) 汚水

#### ① 面積

	行政区域	市街化区域	事業計画区域	整備区域	処理区域
面積 (ha)	141,193	10,537	9,785	9,067	9,040

#### ② 人口普及率、水洗化率

	行政区域	処理区域	水洗便所設置
戸数 (戸)	—	290,482	264,629
※ 人口 (人)	680,913	600,078	545,189

人口普及率 (%) 88.1% (処理区域内の人口/行政区域内の人口)

水洗化率 (%) 91.1% (水洗便所設置戸数/処理区域内の戸数)

※人口:外国人を含む

#### ③ 普及率の推移

(単位:%)

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
静岡市	静岡地区	88.2	88.6	88.9	91.8	91.9
	清水地区	82.0	83.1	83.2	87.0	87.5
	合計	83.8	84.5	84.8	87.9	88.1

### (2) 雨水

#### ① 面積

	行政区域	市街化区域	事業計画区域	整備区域
面積 (ha)	141,183	10,481	7,617	5,265

#### ② 都市浸水対策達成率の推移

(単位:%)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
静岡市	50.1	50.1	50.4	50.4	50.4

$$\frac{\text{R4末整備面積}}{\text{社会資本整備重点計画整備対象面積}} \times 100 = \frac{5,265.1}{10,438.0} \times 100 = 50.4\%$$

(※H24市街化区域)

## 5 下水道使用料

### (1) 一般世帯

基本使用料

1,017.50円／月（税込）

従量使用料

R 1 年 10月 から	従量使用料（排出量 1 m <sup>3</sup> につき）								
	10m <sup>3</sup> まで	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで	200m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> まで	500m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> まで	1,000m <sup>3</sup> を 超える
	38円50銭	137円50銭	159円50銭	176円	192円50銭	209円	220円	231円	242円

### (2) 井戸水使用世帯

家事用でメーターのない井戸水をお使いの方の下水道使用料は、世帯員数により使用水量を認定して計算しています。

※水道水と井戸水を両方お使いの方は、下記と異なる場合があります。

人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
認定水量 (1か月につき)	11m <sup>3</sup>	18m <sup>3</sup>	25m <sup>3</sup>	29m <sup>3</sup>	33m <sup>3</sup>	1人につき 2m <sup>3</sup> 加算
使用料(1か月)	1,540円	2,500円	3,570円	4,210円	4,900円	—
請求額(2か月)	3,080円	5,000円	7,150円	8,420円	9,800円	—

### (3) 検針業務及び水道水以外の水を計測するための装置取付状況

#### ① 検針業務（R 5. 3. 31現在）

- ア 検針方法 隔月・委託
- イ 委託人員 91名（法人含む）
- ウ 1人1ヶ月平均受持件数 1,870件（法人含む・下水道接続地区のみ）

#### ② 認定のための計測器取付状況（R 5. 3. 31現在）

- ア 時間計設置数 150個
- イ 量水器設置数 1,053個

※「時間計」とは、井戸ポンプ等の稼動時間を測定し、水量を認定するための装置をいいます。

## 6 水洗便所の普及奨励

### (1) 水洗便所のPR方法

- ① 下水道接続推進員8名の戸別訪問による接続指導等
- ② 下水道接続推進強化期間を設け接続指導
- ③ 未水洗家屋所有者への郵送による文書指導
- ④ 下水道建設工事説明会での啓発
- ⑤ 上下水道イベント等でのPR

### (2) 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

- ① 申請の条件
  - ア 処理区域内（供用開始区域内）において、建物所有者又は占有者であること。
  - イ 市民税及び固定資産税並びに下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
  - ウ 連帯保証人を有すること。
  - エ 新築、法人でないこと。
- ② 取扱金融機関 市内の静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、島田掛川信用金庫、静岡県労働金庫、静岡市農業協同組合、清水農業協同組合
- ③ 融資限度額 工事費の範囲内で200万円を限度とする。（1万円単位）
- ④ 融資利率 無利子
- ⑤ 償還方法 元金均等月賦償還（12か月、24か月、36か月、48か月、60か月の5種類）

### (3) 私道への助成制度

- ① 私道敷地内  
公共下水道  
布設制度
  - 次の条件を満たす私道は、公道に準じて上下水道局で下水管を布設する。（維持管理者は上下水道局）
  - ア 通り抜け道路の場合は、幅員が2.7m以上であること。
  - イ 袋小路の場合は、延長が50m以上で幅員4.0m以上であること。
  - ウ 建築基準法第42条による道の指定を受けたもの。又は、市を権利者とする地上権を設定することが確実なものであること。
  - エ 下水道を利用する家屋（公道又は既に下水道が布設されている私道に面する家屋を除く。）が2戸以上、家屋所有者が2人以上であり、全員の同意を得ること。
  - オ 私道所有者全員の施工承諾を得ること。

- カ 下水処理区域となって3年以内であること。
- キ 下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- ク 工事完了後3か月以内に切り替え工事を行うこと。

(私道敷地内公共下水道布設申請状況)

年 度	申請件数	延長 (m)	管径 (mm)
平成30年度	1	71.00	φ 200
令和元年度	0	-	-
令和2年度	0	-	-
令和3年度	0	-	-
令和4年度	1	117.49	φ 200

② 私道共同下水管設置費補助金制度

次の条件を満たす私道へ共同下水管を布設するときは、総工事費に対する市の算定額に私道利用者の同意割合を乗じた額を補助金として、予算の範囲内で交付する。(維持管理者は申請者)

ただし、供用開始から3年経過後に申請があった場合は、この補助金の90%を補助する。

- ア 生活の用に供している私道であること。
- イ 私道に接する家屋所有者及び土地所有者が2人以上であること。(ただし、家屋所有者1人以上を含む。)
- ウ 私道所有者全員の使用承諾を得ること。
- エ 市民税及び固定資産税並びに下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- オ 工事完了後3か月以内に切り替え工事を行うこと。

(私道共同下水管設置費補助金交付状況)

年 度	交付件数	延長 (m)	補助金額 (千円)
平成30年度	7	336.90	19,421
令和元年度	2	65.90	2,771
令和2年度	9	297.90	14,329
令和3年度	4	141.60	6,042
令和4年度	9	361.40	19,493

(4) 生活保護世帯等に対する水洗便所設置費補助金

① 補助金交付条件

- ア 処理区域内に居住する建物を有する者
- イ 生活保護世帯又は中国残留邦人等に係る支援給付世帯

② 補助金の対象となる事業

- ア くみ取り便所を水洗便所に改造する事業
- イ し尿浄化槽を設置した便所を水洗便所に改造する事業

※ア、イいずれも排水設備の設置工事及びこれらの工事の施工に伴う工作物の復旧工事を含む。

③ 補助金の額

補助事業の実施に要する経費の範囲内で、管理者が必要があると認める額を交付する。

④ 実績

- 平成30年度 なし
- 令和元年度 なし
- 令和2年度 なし
- 令和3年度 なし
- 令和4年度 なし

(5) 水洗便所の普及状況と改造資金融資あっせん状況

区 分		年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
水 洗 便 所 普 及 状 況	処 理 面 積 (ha)			8,913	8,955	8,982	9,021	9,040
	処理区域	戸 数 (A) (戸)		280,201	282,503	287,800	287,800	290,482
		人 口 (B) (人)		586,791	588,288	603,737	603,737	600,078
	水洗便所 設 置	戸 数 (C) (戸)		252,181	255,383	261,610	261,610	264,629
		人 口 (D) (人)		528,027	531,344	547,301	547,301	545,189
	水洗化率(戸数) (C/A) (%)			90.0	90.4	90.7	90.9	91.1
	水洗化率(人口) (D/B) (%)			90.0	90.4	90.7	90.7	90.9
	水洗便所設置戸数 (戸)			3,418	3,202	3,138	3,089	3,019
	自 己 資 金 (戸)			3,408	3,184	3,118	3,079	3,010
	融 資 あ っ せ ん 状 況	戸 数 (戸)			10	18	20	10
金 額 (円)			5,060,000	10,410,000	11,210,000	8,850,000	5,890,000	
一 戸 平 均 (円)			506,000	578,333	560,500	885,000	654,444	
利 子 補 給 金 (円)			512,075	417,157	439,704	427,992	348,749	

## 7 事業場排水の水質管理指導

公共下水道に接続している特定事業場及び除害施設設置事業場等に対し、令和4年度は延べ196件の立入検査を行った。

また、特定施設関係の届出は84件、除害施設計画確認申請は79件、排水設備設置義務免除申請は2件であった。

(1) 特定事業場数 (R5.3.31 現在) 508事業場

(2) 各種届出等数

① 特定施設関係	延べ	84件
ア 特定施設設置届出数		24件
イ 特定施設使用届出数		1件
ウ 特定施設の構造等変更届出数		13件
エ 氏名変更等届出数		20件
オ 特定施設使用廃止届出数		24件
カ 承継届出数		2件
② 除害施設計画確認申請		79件
③ 公共下水道使用開始届出数		80件

(3) 立入検査状況

① 立入検査件数	196件
内立入採水件数	153件
② 違反件数	14件
③ 違反に対する措置	
ア 排除停止件数	0件
イ 改善命令件数	0件
ウ 行政指導件数	14件

(4) 排水設備設置義務免除申請 延べ 2件

① プール水等	1件
② 工程排水	1件

## 8 下水道管きよの維持管理の状況

管路施設は、管きよ、マンホール、取付管、公共柵(接続柵)等で構成されており、これらの下水道管路の機能を保持していくためには、適切な維持管理が極めて重要である。建設当初は、その機能を十分に発揮しているものであるが、一定期間経過した管路施設は、年々劣化が激しくなり、マンホール蓋のガタツキ、管のひび割れ・継ぎ手部のずれ等が発生する。これらのことは施設の機能低下だけでなく、家庭内の下水の排水不良や臭気の発生、さらには道路陥没やマンホール蓋の破損による交通上の事故、また、他事業者の地下埋設物等に影響をおよぼす等、二次的災害の発生などにつながる恐れがある。そのため、常にパトロールを行い早期発見、早期修繕に努めるとともに、計画的な調査、補修等の維持管理を行いながら、調査結果等による管の状態に応じて、老朽管の改築も実施している。

### (1) 管きよ内調査

年度	葵 区、駿 河 区			清 水 区		
	件数	延長(m)	工種別	件数	延長(m)	工種別
H30	7	49,828	TV 調査 39,080 目視調査 10,748	3	21,620	TV 調査 17,370 目視調査 4,250
R 元	6	47,840	TV 調査 40,500 目視調査 7,340	1	7,010	TV 調査 7,010
R2	5	50,940	TV 調査 47,940 目視調査 3,000	2	12,670	TV 調査 12,390 目視調査 280
R3	7	55,770	TV 調査 54,390 目視調査 1,380	0	—	—
R4	6	48,300	TV 調査 46,770 目視調査 1,530	2	13,450	TV 調査 13,070 目視調査 380



(2) 管きよ修繕

年度	葵区、駿河区					清水区				
	件数	施工内容				件数	施工内容			
		開削工法 (m)	管更生 工法 (m)	内面補 修工法 (箇所)	パッカー 工法 (箇所)		開削工法 (m)	管更生 工法 (m)	内面補 修工法 (箇所)	パッカー 工法 (箇所)
H30	1	—	—	131	—	3	—	—	349	—
R元	2			241		3	—	—	445	—
R2	3			363		1			153	
R3	1			58		1			178	
R4	2	—	—	168	5	1	—	—	43	—

(3) 管きよ改築

年度	葵区、駿河区				清水区			
	件数	改築延長 (m)	施工内容		件数	改築延長 (m)	施工内容	
			開削工法 (m)	管更生工法 (m)			開削工法 (m)	管更生工法 (m)
H30	21	7,939.80	1,813.10	6,126.70	1	236.15	—	236.15
R元	18	7,500.40	1,933.00	5,567.40	—	—	—	—
R2	9	5,244.10	416.70	4,827.40	6	2,271.45	87.15	2,184.30
R3	13	9,176.30	327.60	8,848.70	9	3,682.35	—	3,682.35
R4	13	4,744.05	241.45	4,502.60	6	1,892.15	—	1,892.15

耐震化事業による改築含む。

## 9 排水設備の実施状況

### (1) 葵区、駿河区

#### ① 排水設備審査受付件数

項目	件数				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
水洗化	2,369	2,418	2,359	2,448	2,259
共同管	25	35	25	31	36
計	2,394	2,453	2,384	2,479	2,295

※ 令和4年度 ① 新設 (くみ取り、浄化槽、新規) 1,385 件  
 ② 増設 (既水洗増設) 26 件  
 ③ 改築 (既水洗改築) 884 件  
 合計 2,295 件

#### ② 公共下水道への接続に関する事前協議書受付件数

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	51	47	51	49	36

### (2) 清水区

#### ① 排水設備審査受付件数

項目	件数				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
水洗化	1,291	1,308	1,139	1,136	981
共同管	29	14	19	11	10
計	1,320	1,322	1,158	1,147	991

※ 令和4年度 ① 新設 (汲み取り、浄化槽、新規) 693 件  
 ② 増設 (既水洗増設) 13 件  
 ③ 改築 (既水洗改築) 285 件  
 合計 991 件

#### ② 公共下水道への接続に関する事前協議書受付件数

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	12	9	9	5	18

## 10 受益者負担金制度

### (1) 概要

公共下水道事業においては、①受益の範囲が明確であること、②未整備地区に比べて生活環境が改善されること等の理由から、その事業費の一部を受益者が負担し、負担の衡平を図ることを目的として、都市計画法第75条に基づき多くの自治体で受益者負担金制度が採用されている。

本市においても、旧静岡市・清水市において昭和45年より負担金条例が施行されており、現在は、静岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年3月15日条例第8号）及び同施行規程（平成17年3月31日企業局管理規程第16号）により制度を運用している。

受益者負担金は、15回に分割し足かけ6年間での徴収を原則としているが、第一回の納期までに一括納付の申出があった場合は、一括納付報奨金を交付することとしている。報奨金の額は、負担金の額が150万円未満は15%、150万円以上は20%である。

なお、受益者負担金は、その性質上、土地の利用形態に関係なく賦課されるものであるが、生産緑地地区の指定を受けた場合や係争地等については徴収猶予を認めている。また、公共用地や特に必要と認められる土地については、減免規定を設けている。

### (2) 負担区の名称及び単位負担金額（条例第3条、第4条関係）

負担区の名称	単位負担金額
清水南部第一負担区	178円
清水南部第二負担区	460円
清水北部第一負担区	448円
清水北部第二負担区	460円
清水静清第一負担区	460円
清水静清第二負担区	460円
静岡第一負担区	375円

### (3) 収納状況（令和4年度）

区分	調定額 A(円)	収入済額 B(円)	不納欠損額 C(円)	過年度損益修正損 D(円)	収入未済額 A-B-C-D(円)	貸倒引当金計上額(円)	収納率 (B/(A-D)) ×100 (%)
現年度分	89,384,930	87,954,510	0	0	1,430,420	560,926	98.40
過年度分	14,901,768	2,337,780	3,637,608	9,300	8,917,080	5,974,888	15.70
合計	104,286,698	90,292,290	3,637,608	9,300	10,347,500	6,535,814	86.59

# 11 区域外流入分担金制度

## (1) 概要

区域外流入分担金制度は、公共下水道事業の認可区域外から特別に許可を受けて公共下水道に接続した場合、「静岡市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例（平成 22 年 3 月 24 日条例第 11 号）」に基づき、土地の面積に応じた分担金を求めるものであり、平成 22 年 4 月 1 日より運用を開始した。

管理者は、区域外流入に係る物件設置許可をしたときは、その都度、当該受益地に係る分担金の額を定め、これを賦課する。分担金の額は、汚水を流入させる地区の受益者負担金の単位負担金額に該当土地の面積を乗じた額とする。

## (2) 収納状況（令和 4 年度）

賦課件数（件）	調定額(A) （円）	収入済額(B) （円）	不納欠損額 （円）	収入未済額 （円）	収納率 (B/A) × 100 (%)
6	5,582,350	5,434,040	0	148,310	97.34



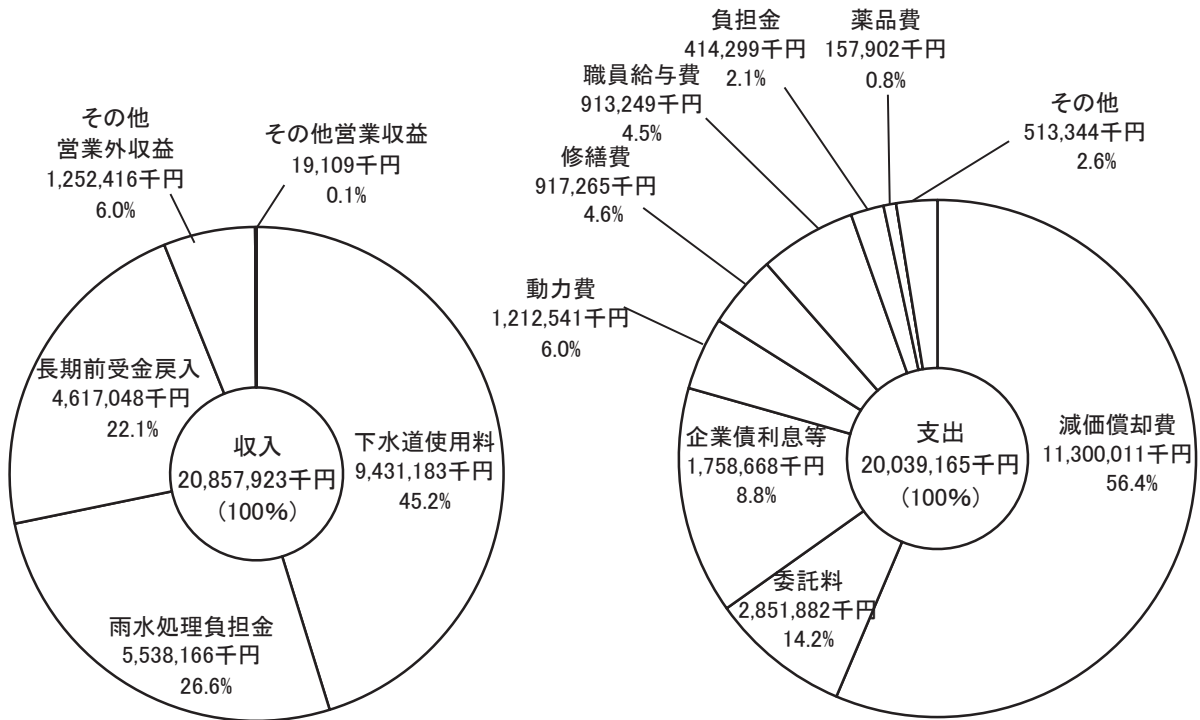
(水のキャラクター しずみい)

# 12 財 務

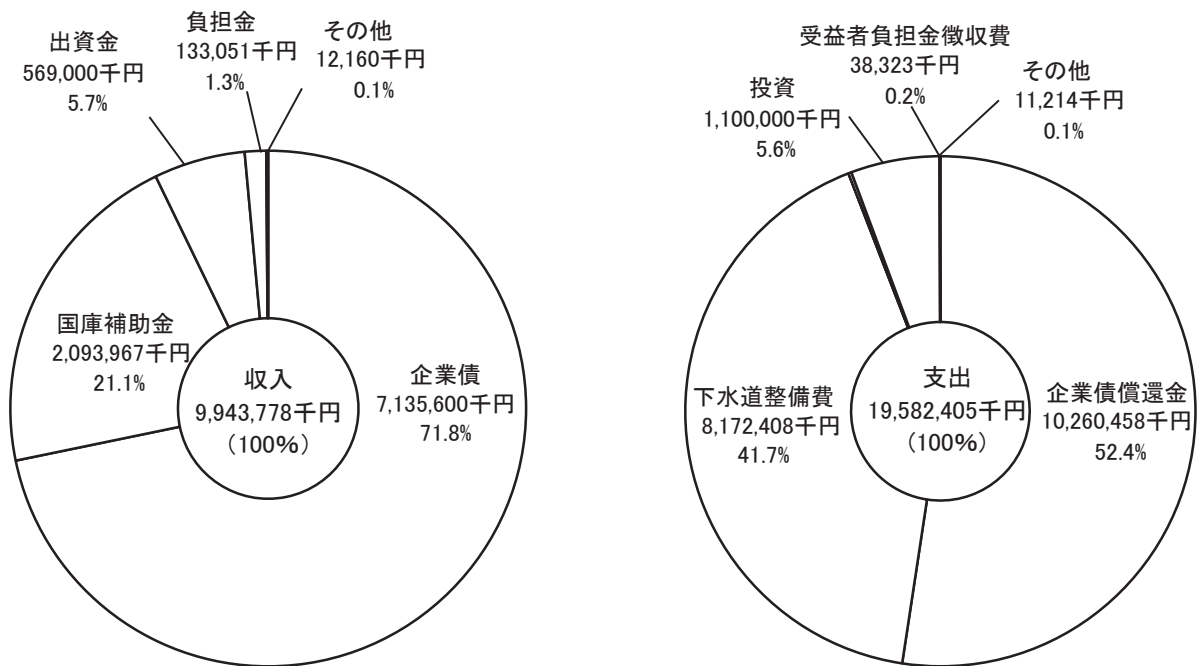
## (1) 財務状況の分析

令和4年度

### 収益的収支(税抜き額)



### 資本的収支(税込み額)



※ 各金額を千円未満切捨てで表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

(2)収益的収支(税抜き額)

区 分 科 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	構 成 比	増 減 率
営 業 収 益	14,713,975	15,170,086	15,027,596	14,952,020	14,988,459	71.9	0.2
下 水 道 使 用 料	9,623,858	9,615,873	9,587,950	9,528,505	9,431,183	45.2	△ 1.0
雨 水 処 理 負 担 金	5,082,077	5,545,630	5,428,575	5,416,232	5,538,166	26.6	2.3
そ の 他 営 業 収 益	8,040	8,582	11,071	7,283	19,109	0.1	162.4
営 業 外 収 益	6,710,933	6,049,360	6,132,059	6,074,262	5,869,464	28.1	△ 3.4
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,978	1,167	2,734	5,682	10,570	0.1	86.0
他 会 計 負 担 金	2,107,280	1,405,135	1,461,323	1,389,900	1,166,700	5.6	△ 16.1
国 庫 補 助 金	369	297	10,452	4,746	4,420	0.0	△ 6.9
長 期 前 受 金 戻 入	4,548,020	4,591,825	4,614,634	4,621,353	4,617,048	22.1	△ 0.1
雑 収 益	49,285	50,936	42,914	52,579	70,725	0.3	34.5
合 計	21,424,908	21,219,447	21,159,655	21,026,283	20,857,923	100.0	△ 0.8

※ 各金額を千円未満切捨てて表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

区 分 科 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	構 成 比	増 減 率
営 業 費 用	17,177,880	17,568,103	17,540,482	17,531,725	18,107,824	90.3	3.3
管 渠 費	770,463	791,886	793,627	761,615	800,697	4.0	5.1
ポ ン プ 場 費	619,261	549,110	621,353	579,774	621,371	3.1	7.2
浄 化 セ ン タ ー 費	3,688,773	3,954,935	3,778,832	3,879,180	4,406,424	22.0	13.6
業 務 費	346,642	339,915	387,506	375,336	383,393	1.9	2.1
総 係 費	540,431	575,755	585,327	527,679	529,870	2.6	0.4
減 価 償 却 費	11,118,715	11,233,993	11,313,683	11,266,702	11,300,011	56.4	0.3
資 産 減 耗 費	93,398	122,258	59,910	141,183	65,832	0.3	△ 53.4
そ の 他 営 業 費 用	194	246	241	251	222	0.0	△ 11.5
営 業 外 費 用	2,758,554	2,546,874	2,314,350	2,095,131	1,931,341	9.7	△ 7.8
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	2,653,296	2,415,120	2,167,674	1,950,474	1,758,668	8.8	△ 9.8
雑 支 出	105,257	131,753	146,676	144,657	172,673	0.9	19.4
特 別 損 失	0	0	725	0	0	0.0	0.0
合 計	19,936,434	20,114,977	19,855,558	19,626,856	20,039,165	100.0	2.1

※ 各金額を千円未満切捨てて表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

(3) 資本的収支(税込み額)

資本的収入

(単位 千円・比率 %・△印 減)

区 分 科 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	構 成 比	増 減 率	
企 業 債	8,531,600	9,546,700	8,959,600	8,574,300	7,135,600	36.4	△ 16.8	
出 資 金	753,100	726,000	692,000	669,000	569,000	2.9	△ 14.9	
固定資産売却代金	0	0	0	0	12,160	0.1	(皆増)	
国庫(県)支出金	2,387,708	3,399,849	3,043,482	3,080,700	2,093,967	10.7	△ 32.0	
他会計支出金	423	108	12,692	15,785	0	0.0	(皆減)	
負 担 金	137,924	119,874	79,019	90,624	133,051	0.7	46.8	
工 事 負 担 金	0	0	0	45,379	38,084	0.2	△ 16.1	
受 益 者 負 担 金	137,924	119,874	79,019	45,245	94,967	0.5	109.9	
計	11,810,755	13,792,531	12,786,794	12,430,410	9,943,778	50.8	△ 20.0	
補 て ん 財 源	当年度分・過年度分消費税及び 地方消費税資本的収支調整額	411,834	490,606	660,163	617,031	524,927	2.7	△ 14.9
	過年度分損益勘定留保資金	1,372,084	629,046	0	430,506	381,496	1.9	△ 11.4
	当年度分損益勘定留保資金等	6,035,046	6,764,427	6,328,157	6,405,036	5,966,877	30.5	△ 6.8
	減債積立金	0	632,927	1,488,474	2,704,470	2,765,326	14.1	2.3
計	7,818,965	8,517,007	8,476,795	10,157,044	9,638,626	49.2	△ 5.1	
合 計	19,629,720	22,309,538	21,263,589	22,587,454	19,582,405	100.0	△ 13.3	

※ 各金額を千円未満切捨てで表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

資本的支出

(単位 千円・比率 %・△印 減)

区 分 科 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	構 成 比	増 減 率
建 設 改 良 費	8,733,444	11,402,810	10,509,723	10,970,606	8,221,946	42.0	△ 25.1
下 水 道 整 備 費	8,679,027	11,346,696	10,459,650	10,932,926	8,172,408	41.7	△ 25.2
受 益 者 負 担 金 徴 収 費	42,653	44,559	35,372	27,964	38,323	0.2	37.0
器 具 機 械 費	4,464	4,255	7,401	3,000	6,934	0.1	131.1
リ ー ス 資 産 購 入 費	7,298	7,298	7,298	6,714	4,280	0.0	△ 36.2
企 業 債 償 還 金	10,797,276	10,814,728	10,595,866	10,516,848	10,260,458	52.4	△ 2.4
そ の 他 資 本 的 支 出	99,000	92,000	158,000	0	0	0.0	0.0
投 資	0	0	0	1,100,000	1,100,000	5.6	0.0
合 計	19,629,720	22,309,538	21,263,589	22,587,454	19,582,405	100.0	△ 13.3

※ 各金額を千円未満切捨てで表記しているため合計金額が一致しない場合があります。



## (4)比較損益計算書(税抜き額)

(単位 千円・比率 %・△印 減)

区 分 科 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	構 成 比	前年度対比
営 業 収 益	14,713,975	15,170,086	15,027,596	14,952,020	14,988,459	100.0	100.2
下水道使用料	9,623,858	9,615,873	9,587,950	9,528,505	9,431,183	62.9	99.0
雨水処理負担金	5,082,077	5,545,630	5,428,575	5,416,232	5,538,166	37.0	102.3
その他営業収益	8,040	8,582	11,071	7,283	19,109	0.1	262.4
営 業 費 用	17,177,880	17,568,103	17,540,482	17,531,725	18,107,824	100.0	103.3
管 渠 費	770,463	791,886	793,627	761,615	800,697	4.4	105.1
ポンプ場費	619,261	549,110	621,353	579,774	621,371	3.4	107.2
浄化センター費	3,688,773	3,954,935	3,778,832	3,879,180	4,406,424	24.4	113.6
業 務 費	346,642	339,915	387,506	375,336	383,393	2.1	102.1
総 係 費	540,431	575,755	585,327	527,679	529,870	2.9	100.4
減価償却費	11,118,715	11,233,993	11,313,683	11,266,702	11,300,011	62.4	100.3
資産減耗費	93,398	122,258	59,910	141,183	65,832	0.4	46.6
その他営業費用	194	246	241	251	222	0.0	88.4
営 業 利 益	△ 2,463,904	△ 2,398,016	△ 2,512,886	△ 2,579,704	△ 3,119,364	-	120.9
営 業 外 収 益	6,710,933	6,049,360	6,132,059	6,074,262	5,869,464	100.0	96.6
受取利息及び配当金	5,978	1,167	2,734	5,682	10,570	0.2	186.0
他会計負担金	2,107,280	1,405,135	1,461,323	1,389,900	1,166,700	19.9	83.9
国庫補助金	369	297	10,452	4,746	4,420	0.1	93.1
長期前受金戻入	4,548,020	4,591,825	4,614,634	4,621,353	4,617,048	78.6	99.9
雑 収 益	49,285	50,936	42,914	52,579	70,725	1.2	134.5
営 業 外 費 用	2,758,554	2,546,874	2,314,350	2,095,131	1,931,341	100.0	92.2
支払利息及び 企業債取扱諸費	2,653,296	2,415,120	2,167,674	1,950,474	1,758,668	91.1	90.2
雑 支 出	105,257	131,753	146,676	144,657	172,673	8.9	119.4
経 常 利 益	1,488,474	1,104,470	1,304,821	1,399,426	818,758	-	58.5
特 別 損 失	0	0	725	0	0	0.0	0.0
その他特別損失	0	0	725	0	0	0.0	0.0
当 年 度 純 利 益	1,488,474	1,104,470	1,304,096	1,399,426	818,758	-	58.5

※ 各金額を千円未満切捨てて表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

## (5) 比較貸借

区 分 科 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	構 成 比	前年度対比
資 産	377,363,727	376,565,960	373,915,606	373,590,929	368,641,289	100.0	98.7
1 固 定 資 産	360,325,007	359,567,795	357,939,747	357,675,966	354,988,337	96.3	99.2
(1) 有形固定資産	360,280,314	359,523,791	357,896,432	356,533,340	352,746,400	95.7	98.9
土 地	28,231,409	28,231,409	28,231,409	28,252,738	28,352,365	7.7	100.4
建 物	18,228,803	17,648,007	17,065,254	16,485,932	16,569,936	4.5	100.5
構 築 物	270,207,382	266,839,728	266,978,106	263,538,101	264,713,886	71.8	100.4
機械及び装置	32,527,000	33,774,004	32,803,147	32,574,439	34,552,905	9.4	106.1
車両運搬具	11,123	8,322	6,370	5,823	4,842	0.0	83.2
工具、器具及び備品	22,957	21,530	23,625	20,526	22,043	0.0	107.4
リース資産	25,409	18,651	11,894	5,136	0	0.0	(皆減)
建設仮勘定	11,026,228	12,982,137	12,776,625	15,650,642	8,530,420	2.3	54.5
(2) 無形固定資産	30,493	29,804	29,115	28,425	27,736	0.0	97.6
地 上 権	13,116	13,116	13,116	13,116	13,116	0.0	100.0
施設利用権	15,759	15,070	14,381	13,692	13,003	0.0	95.0
電話加入権	1,616	1,616	1,616	1,616	1,616	0.0	100.0
(3) 投資その他の資産	14,200	14,200	14,200	1,114,200	2,214,200	0.6	198.7
投資有価証券	0	0	0	1,100,000	2,200,000	0.6	200.0
出 資 金	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	0.0	100.0
破産更生債権等	0	0	0	0	0	0.0	0.0
2 流 動 資 産	17,038,720	16,998,165	15,975,859	15,914,963	13,652,952	3.7	85.8
(1) 現 金 預 金	14,992,910	15,312,792	14,160,446	14,215,717	11,604,406	3.1	81.6
(2) 未 収 金	1,072,919	1,209,183	1,083,940	1,103,519	1,744,599	0.5	158.1
(3) 前 払 金	972,890	476,190	731,471	595,726	303,946	0.1	51.0

※ 各金額を千円未満切捨てで表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

対 照 表

(単位 千円 ・ 比率 % ・ △印 減)

区 分 科 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	構 成 比	前年度対比
負債及び資本	377,363,727	376,565,960	373,915,606	373,590,929	368,641,289	100.0	98.7
負 債	287,254,186	284,625,949	279,979,498	277,576,395	271,183,196	73.6	97.7
1 固 定 負 債	137,268,153	136,103,540	134,605,928	132,963,326	129,653,071	35.2	97.5
(1) 企 業 債	135,998,779	134,949,612	133,392,364	131,706,206	128,355,319	34.8	97.5
(2) リース債務	18,293	10,995	4,280	0	0	0.0	0.0
(3) 引 当 金	1,093,080	1,142,932	1,209,283	1,257,120	1,297,752	0.4	103.2
(4) その他固定負債	158,000	0	0	0	0	0.0	0.0
2 流 動 負 債	15,816,381	15,664,307	14,153,424	15,105,882	14,600,048	4.0	96.7
(1) 企 業 債	10,814,728	10,595,866	10,516,848	10,260,458	10,486,486	2.9	102.2
(2) リース債務	7,298	7,298	6,714	4,280	0	0.0	(皆減)
(3) 未 払 金	4,611,139	4,631,636	3,321,596	4,466,313	3,623,888	1.0	81.1
(4) 預 り 金	175,326	151,235	183,801	257,861	377,269	0.1	146.3
(5) 引 当 金	115,889	120,271	124,464	116,969	112,404	0.0	96.1
(6) その他流動負債	92,000	158,000	0	0	0	0.0	0.0
3 繰 延 収 益	134,169,651	132,858,100	131,220,145	129,507,185	126,930,076	34.4	98.0
(1) 長 期 前 受 金	221,673,118	224,614,620	227,231,392	229,593,604	231,134,658	62.7	100.7
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 87,503,467	△ 91,756,519	△ 96,011,247	△ 100,086,418	△ 104,204,581	△ 28.3	104.1
資 本	90,109,541	91,940,011	93,936,108	96,014,534	97,458,092	26.4	101.5
1 資 本 金	61,518,747	62,244,747	63,569,674	65,727,149	69,000,619	18.7	105.0
2 剰 余 金	28,590,793	29,695,263	30,366,433	30,287,385	28,457,473	7.7	94.0
(1) 資 本 剰 余 金	18,284,610	18,284,610	18,284,610	18,294,610	18,350,410	5.0	100.3
(2) 利 益 剰 余 金	10,306,183	11,410,653	12,081,823	11,992,775	10,107,063	2.7	84.3

※ 各金額を千円未満切捨てで表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

## (6) 經營分析表

項目		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
構成比率	固定資産構成比率	%	95.5	95.5	95.7	95.7	96.3
	固定負債構成比率	%	36.4	36.1	36.0	35.6	35.2
	自己資本構成比率	%	59.4	59.7	60.2	60.4	60.9
財務比率	固定比率	%	160.7	160.0	159.0	158.6	158.2
	固定資産対長期資本比率	%	99.7	99.6	99.5	99.8	100.3
	流動比率	%	107.7	108.5	112.9	105.4	93.5
	酸性試験比率	%	101.6	105.5	107.7	101.4	91.4
	現金比率	%	94.8	97.8	100.0	94.1	79.5
回転率	自己資本回転率	回	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	固定資産回転率	回	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	流動資産回転率	回	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0
	未収金回転率	回	11.9	12.5	12.4	12.3	9.8
	減価償却率	%	3.3	3.4	3.4	3.5	3.5

算式	説明
$\frac{\text{固定資産}}{\text{資産合計}} \times 100$	資産総額に対する固定資産の百分率で、公営企業においては、流動資産の額が小であるので、この率は必然的に大となる。
$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	総資本の中に占める固定負債の百分率であるが、公営企業においては、設備拡張を全面的に企業債に依存しているので、この率が大きくなる。
$\frac{\text{自己資本}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	総資本の中に占める自己資本の百分率であるが、この率が大きいほど健全である。
$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$	自己資本に対する固定資産の百分率で、一般に 100%以下が望ましいとされているが、公営企業のように膨大な設備の取得を企業債に依存する企業では、必然的に大になる。
$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本} + \text{固定負債}} \times 100$	固定資産の調達に、資本と固定負債の範囲内で行われているかどうかを示すもので、100%以下が望ましいとされている。
$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	1年以内に現金化できる資産と1年以内に返済すべき負債とを比較するもので、短期支払能力を判定するために利用される。
$\frac{\text{現金預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$	当座比率とも言われるが、流動資産のうち現金預金及び容易に現金化する未収金などの当座資産と流動負債とを対比させたものがある。
$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$	流動負債に対する現金預金の百分率で、当座の支払い能力を見せるために流動比率や当座比率とともに計算されるのが通例である。
$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{平均自己資本}}$	自己資本が1年間に何回転したかを表すもので、自己資本の利用度を表すものである。
$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{平均固定資産}}$	固定資産が1年間に何回転したかを表すもので、固定資産の利用度を表すものである。固定資産投資が過剰かどうかを見るに重んじられる。
$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{平均流動資産}}$	流動資産が1年間に何回転したかを表すものである。
$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{平均未収金}}$	未収金が1年間に何回転したかを表すものである。
$\frac{\text{当年度減価償却額}}{\text{期末償却資産} + \text{当年度減価償却額}} \times 100$	償却資産が1年間にどれだけ償却されているかを表すものであり、投下資本の回収状況を見るものである。

## (6) 経 営 分 析 表

項 目		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収益率	総 収 支 比 率	%	107.5	105.5	106.6	107.1	104.1
	経 常 収 支 比 率	%	107.5	105.5	106.6	107.1	104.1
	営 業 収 支 比 率	%	85.7	86.4	85.7	85.3	82.8
その他	利 子 負 担 率	%	1.8	1.7	1.5	1.4	1.3
	企 業 債 元 金 償 還 金 対 減 価 償 却 費 比 率	%	97.1	96.3	93.7	93.3	90.8
	職 員 1 人 当 た り 営 業 収 益	千円	118,661	112,371	106,579	106,043	105,553

(注) 上記の算式において用いられた用語は、次のとおりである。

- 1 自己資本＝資本金＋剰余金＋評価差額等＋繰延収益
- 2 平均＝1/2(期首＋期末)

算 式	説 明
$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	総収益が総費用の何%に当たるかを表すものである。
$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	経常収益が経常費用の何%に当たるかを表すものである。
$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{営業費用}-\text{受託工事費用}} \times 100$	営業収益が営業費用の何%に当たるかを表すものである。
$\frac{\text{支払利息}+\text{企業債取扱諸費}}{\text{企業債等借入金}} \times 100$	企業債等借入金に対し、それらの支払利息等の負担比率を示すものである。
$\frac{\text{建設改良のための企業債元金償還金}}{\text{当年度減価償却費}} \times 100$	企業債元金償還金とその主要財源である減価償却費とを比較したものである。
$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	損益勘定所属職員の労働生産性を表すものである。

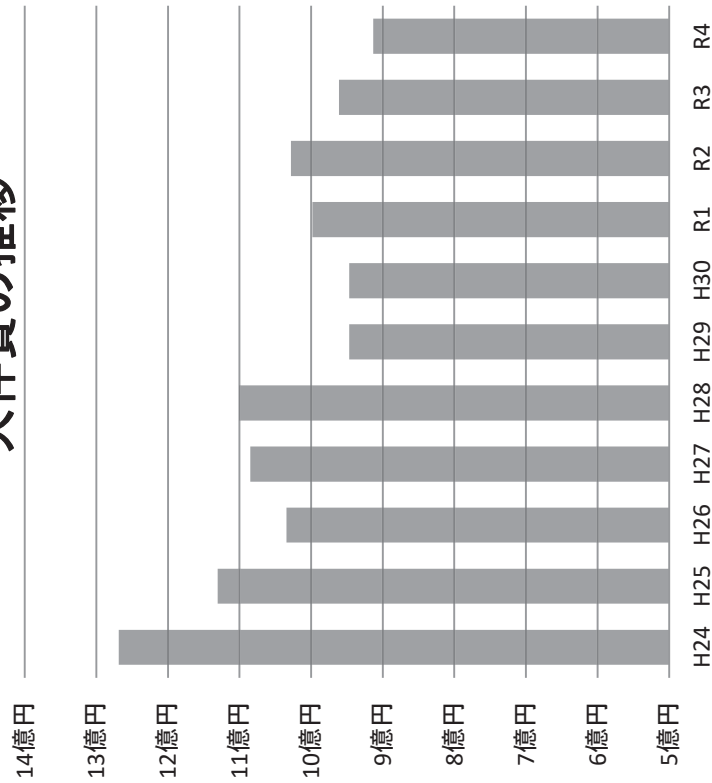
(7) 収益的支出の推移(税抜き額)

単位:千円

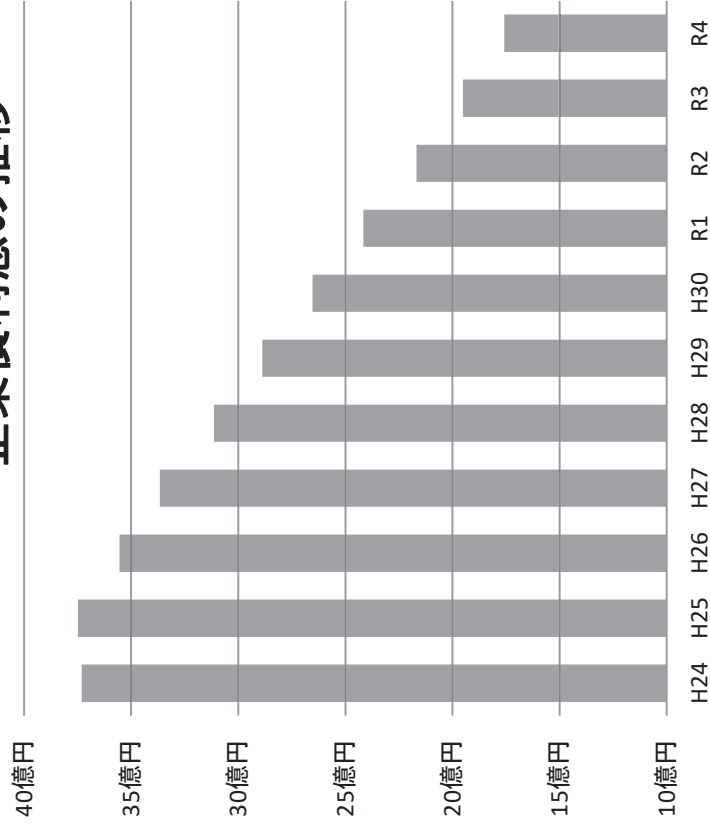
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
収益的支出											
人件費	1,268,824	1,130,472	1,034,655	1,084,920	1,100,642	946,860	946,733	998,367	1,028,313	960,942	913,249
企業債利息等	3,730,920	3,748,208	3,553,990	3,365,529	3,113,459	2,888,325	2,653,286	2,415,113	2,167,670	1,950,475	1,758,668
その他の	12,389,755	12,670,092	15,670,943	15,586,668	15,418,623	16,181,097	16,336,415	16,701,497	16,659,575	16,715,440	17,367,248
合計額	17,389,499	17,548,772	20,259,588	20,037,117	19,632,724	20,016,282	19,936,434	20,114,977	19,855,559	19,626,857	20,039,165

※各金額を千円未満四捨五入で表記しているため、合計額が一致しない場合があります。

### 人件費の推移



### 企業債利息の推移





(8) 一般会計繰入金の推移

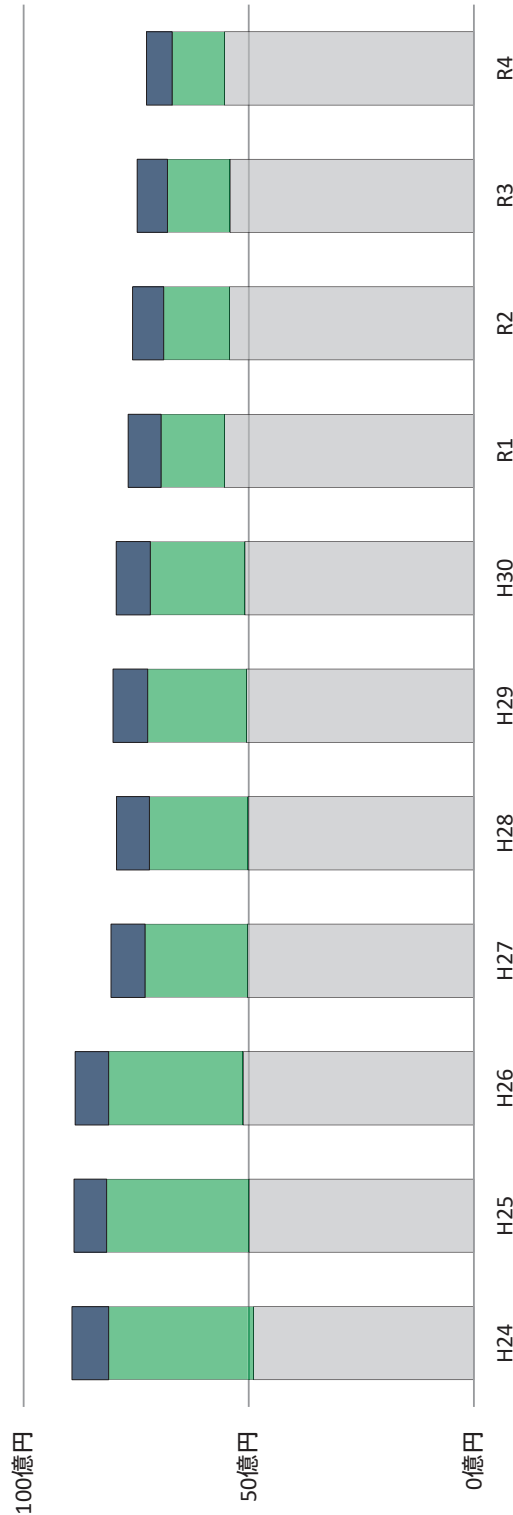
単位:千円

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
一般会計繰入金	4,890,748	4,997,733	5,126,167	5,031,742	5,015,016	5,050,857	5,082,077	5,545,630	5,428,575	5,416,232	5,538,166
雨水処理負担金	3,220,477	3,157,605	2,987,879	2,272,172	2,193,346	2,195,434	2,107,280	1,405,135	1,461,323	1,389,900	1,166,700
他会計繰入金	814,900	725,400	739,000	757,900	732,000	768,200	753,100	726,000	692,000	669,000	569,000
合計額	8,926,125	8,880,738	8,853,046	8,061,814	7,940,362	8,014,491	7,942,457	7,676,765	7,581,898	7,475,132	7,273,866

※各金額を千円未満四捨五入で表記しているため、合計額が一致しない場合があります。

### 繰入金の推移

- 雨水処理負担金  
雨水処理に要する資本費(企業債利息及び減価償却費)及び維持管理費に相当する額
- 他会計繰入金  
「分流式下水道に要する経費」や「下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費」など
- 他会計出資金  
「流域下水道の建設に要する経費」や「土地区画整理事業における下水道工事の起債償還に要する経費」など

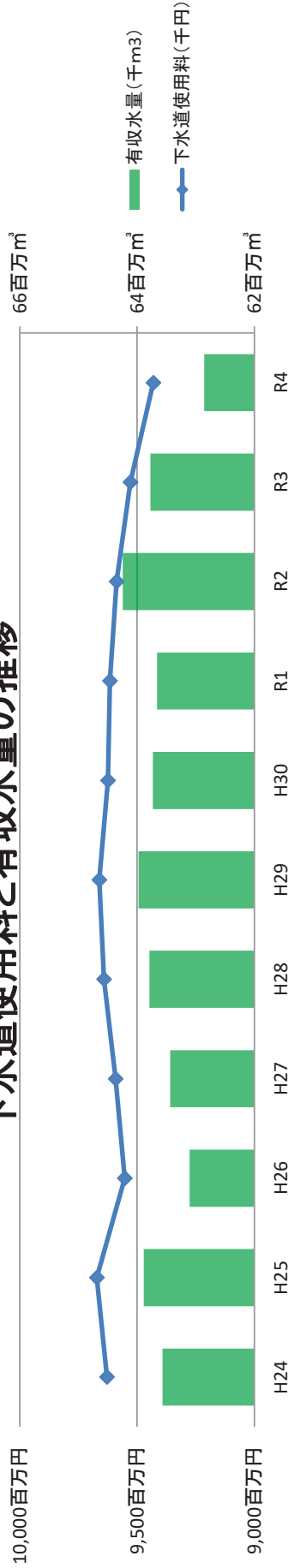


(9) 経費回収率等の推移(税抜き額)

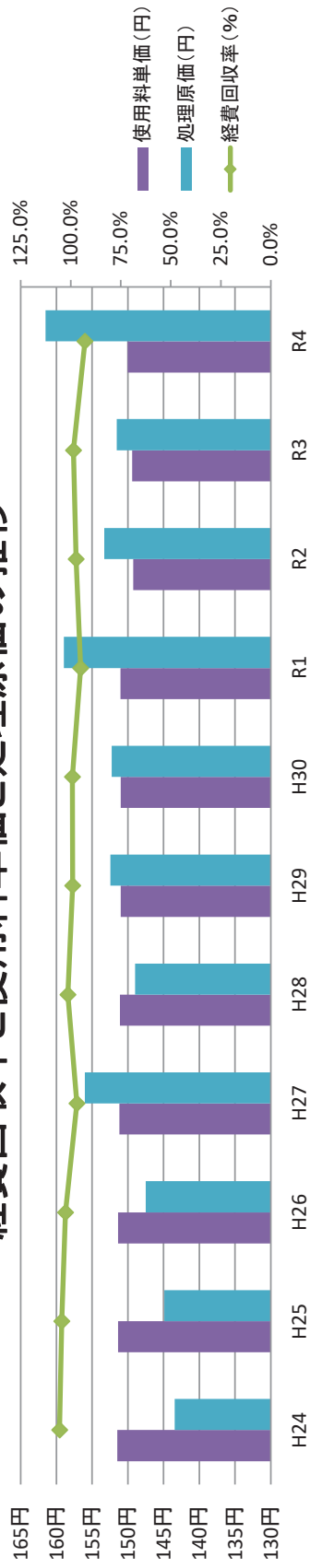
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
下水道使用料(千円)	9,628,801	9,671,857	9,553,050	9,591,515	9,640,950	9,661,352	9,623,858	9,615,873	9,587,950	9,528,505	9,431,184
有収水量(千m <sup>3</sup> )	63,566	63,888	63,104	63,437	63,792	63,977	63,731	63,659	64,244	63,775	62,857
経費回収率(%)	105.6%	104.5%	102.6%	96.9%	101.4%	99.1%	99.2%	95.0%	97.3%	98.6%	92.9%
使用料単価(円)	151.48	151.39	151.39	151.20	151.13	151.01	151.01	151.05	149.24	149.41	150.04
処理原価(円)	143.45	144.91	147.50	156.02	148.98	152.44	152.26	158.96	153.32	151.56	161.53

(税抜)

下水道使用料と有収水量の推移



経費回収率と使用料単価と処理原価の推移

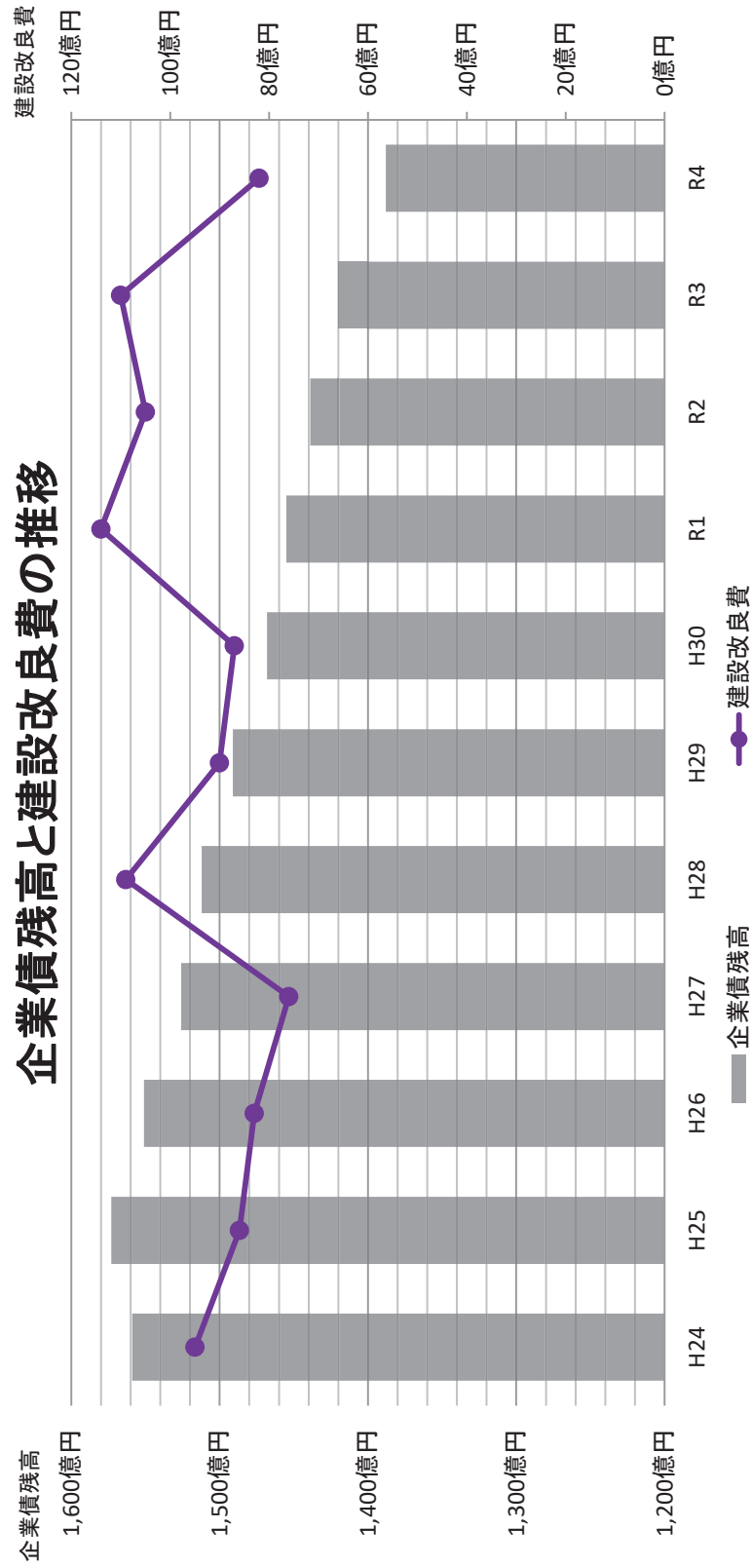


### (10) 企業債残高と建設改良費の推移

#### ■ 企業債残高と建設改良費の推移(下水道事業会計)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
企業債残高	1,559億円	1,573億円	1,551億円	1,526億円	1,512億円	1,491億円	1,468億円	1,455億円	1,439億円	1,420億円	1,388億円
建設改良費 (税込み額)	95億円	86億円	83億円	76億円	109億円	90億円	87億円	114億円	105億円	110億円	82億円

※各金額を億円未満四捨五入で表記しています。





(水のキャラクター しずみい)

## 13 浄化センター運転実績（令和4年度）

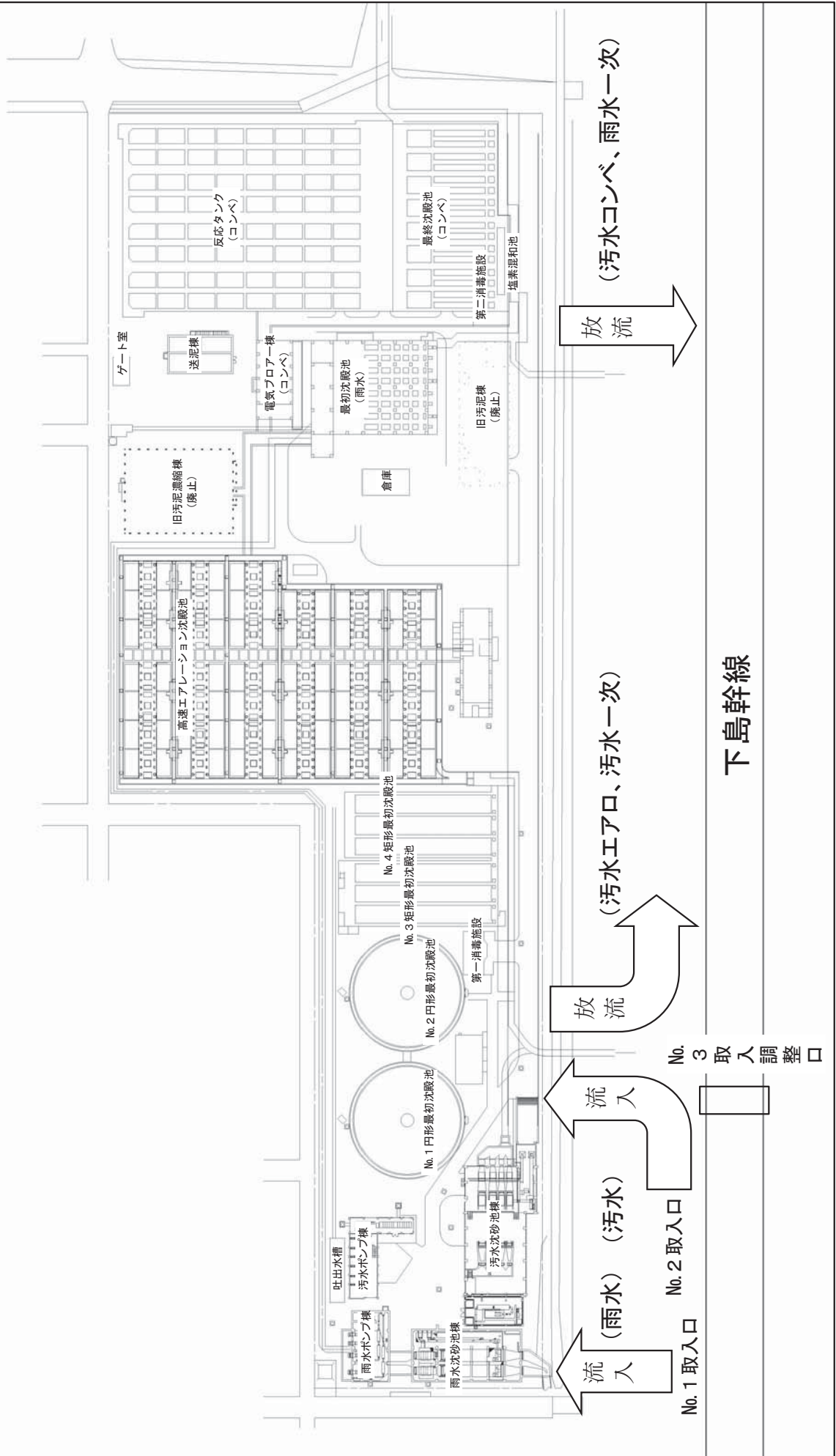
### （1） 浄化センター運転実績

項 目		高松浄化センター	城北浄化センター	中島浄化センター	長田浄化センター	清水南部浄化センター	清水北部浄化センター	静清浄化センター
処理水量 (m <sup>3</sup> )	年 間	58,181,942	19,780,010	27,124,057	6,655,370	9,006,135	5,155,680	19,252,100
	日平均	159,403	54,192	74,312	18,234	24,674	14,125	52,745
	日最大	426,097	207,590	184,834	37,030	81,135	76,910	182,650
	晴天日最大	235,442	64,970	—	—	37,384	14,910	—
放流水質	S S	2 mg/L	1 mg/L未満	5 mg/L	1 mg/L未満	2 mg/L	1 mg/L未満	2 mg/L
	BOD	1.2 mg/L	1.5 mg/L	8.6 mg/L	1.3 mg/L	0.9 mg/L	1.2 mg/L	1.5 mg/L
汚泥固形物量	日 量	—	4.7 t	19.5 t	—	—	1.0 t	15.8 t
	年間量	—	1,702.8 t	7,131.6 t	—	—	349.7 t	5,753.3 t
脱水ケーキ発生量	日 量	—	14.6 t	85.5 t	—	—	4.7 t	47.6 t
	年間量	—	5,311.7 t	31,212.5 t	—	—	1,703.2 t	17,361.2 t
	含水率	—	76.2 %	76.2 %	—	—	81.0 %	73.8 %
焼却灰量 (湿灰)	日 量	—	—	0.6 t	—	—	—	—
	年間量	—	—	226.6 t	—	—	—	—
炭化物量	日 量	—	—	2.7 t	—	—	—	—
	年間量	—	—	991.8 t	—	—	—	—
使用電力量 (kwh)	日 量	19,809	10,549	52,295	7,517	10,906	7,037	23,982
	年間量	7,230,338	3,850,251	19,087,640	2,743,574	3,980,511	2,568,533	8,753,557

### （2） ポンプ場運転実績

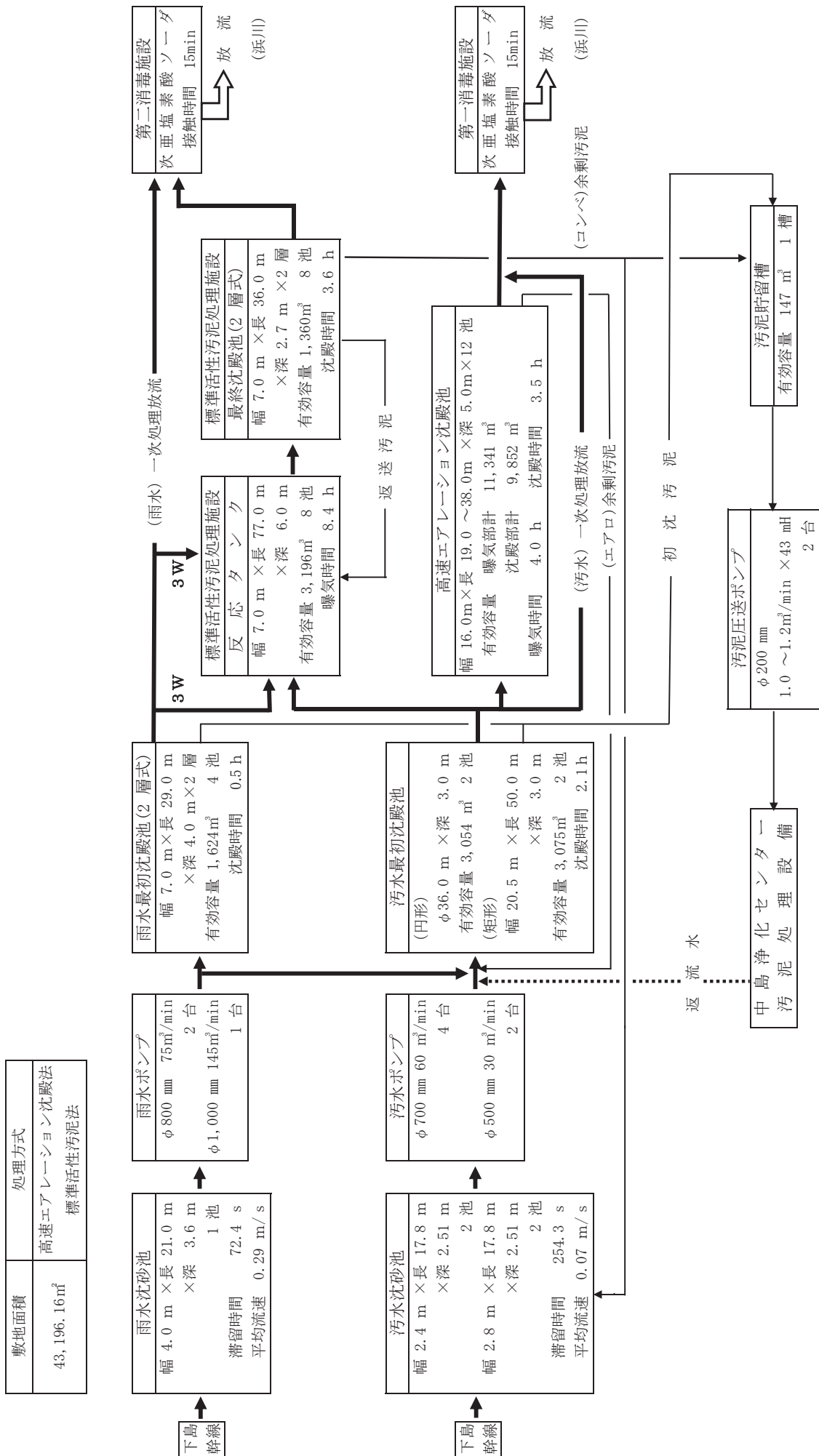
項 目	中島雨水ポンプ場	下川原雨水ポンプ場	小鹿ポンプ場	西大谷ポンプ場	大谷雨水ポンプ場	用宗ポンプ場	清開ポンプ場
年間雨水排除量(m <sup>3</sup> )	6,628,991	1,995,446	—	—	42,210	—	470,500
年間汚水中継量(m <sup>3</sup> )	—	—	2,767,960	1,027,142	—	1,035,263	2,151,613
項 目	築地ポンプ場	浜田ポンプ場	折戸ポンプ場	愛染ポンプ場	宮加三ポンプ場	三保ポンプ場	高橋雨水ポンプ場
年間雨水排除量(m <sup>3</sup> )	1,001,820	354,380	532,128	1,179,840	—	4,840,011	345,676
年間汚水中継量(m <sup>3</sup> )	4,781,140	876,220	1,598,682	3,223,350	1,056,270	426,117	—

# 高松浄化センター平面図



## 下島幹線

高松浄化センターフローシート



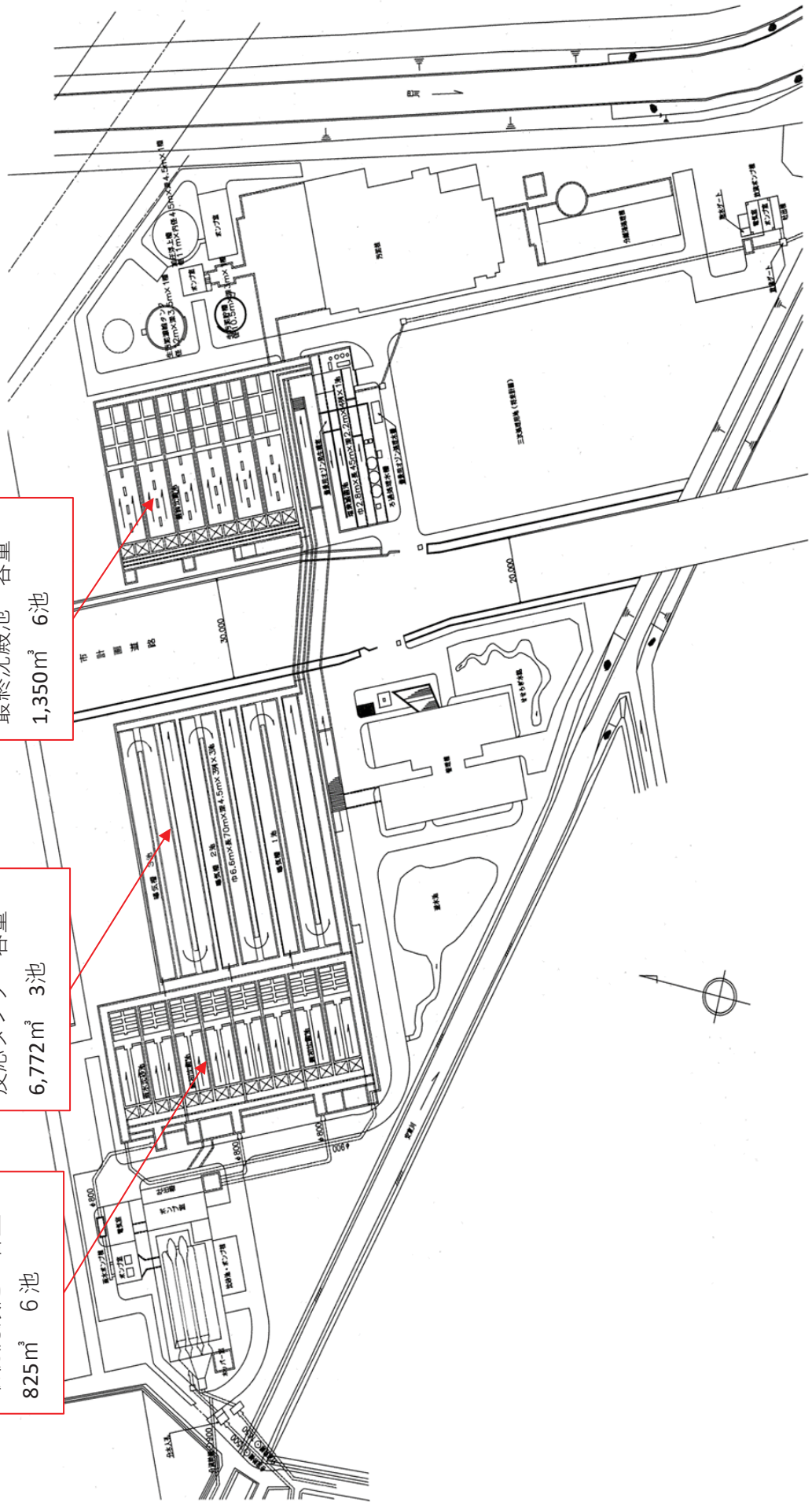


城北浄化センター 一般平面図

最初沈殿池 容量  
825 m<sup>3</sup> 6池

反応タンク 容量  
6,772 m<sup>3</sup> 3池

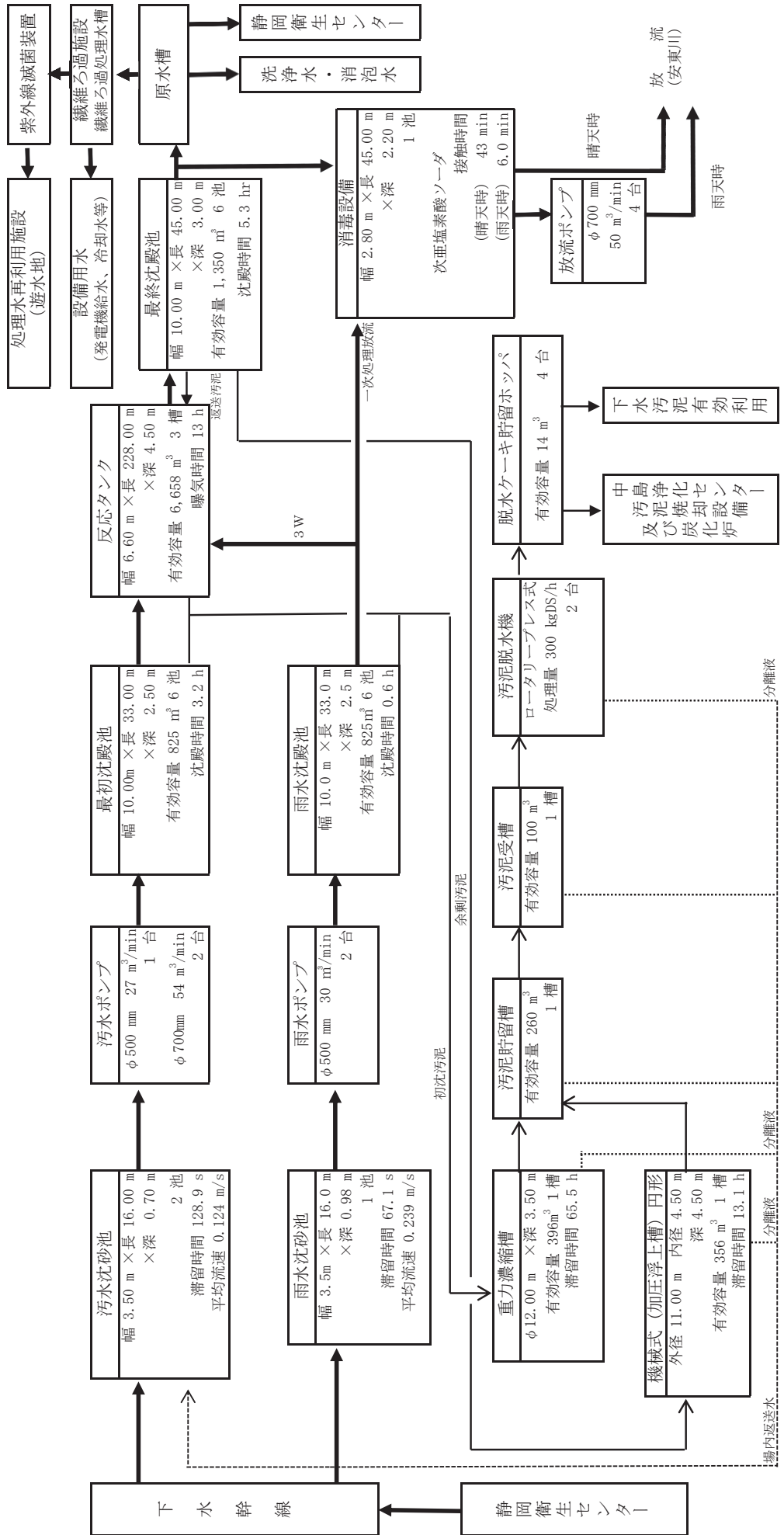
最終沈殿池 容量  
1,350 m<sup>3</sup> 6池



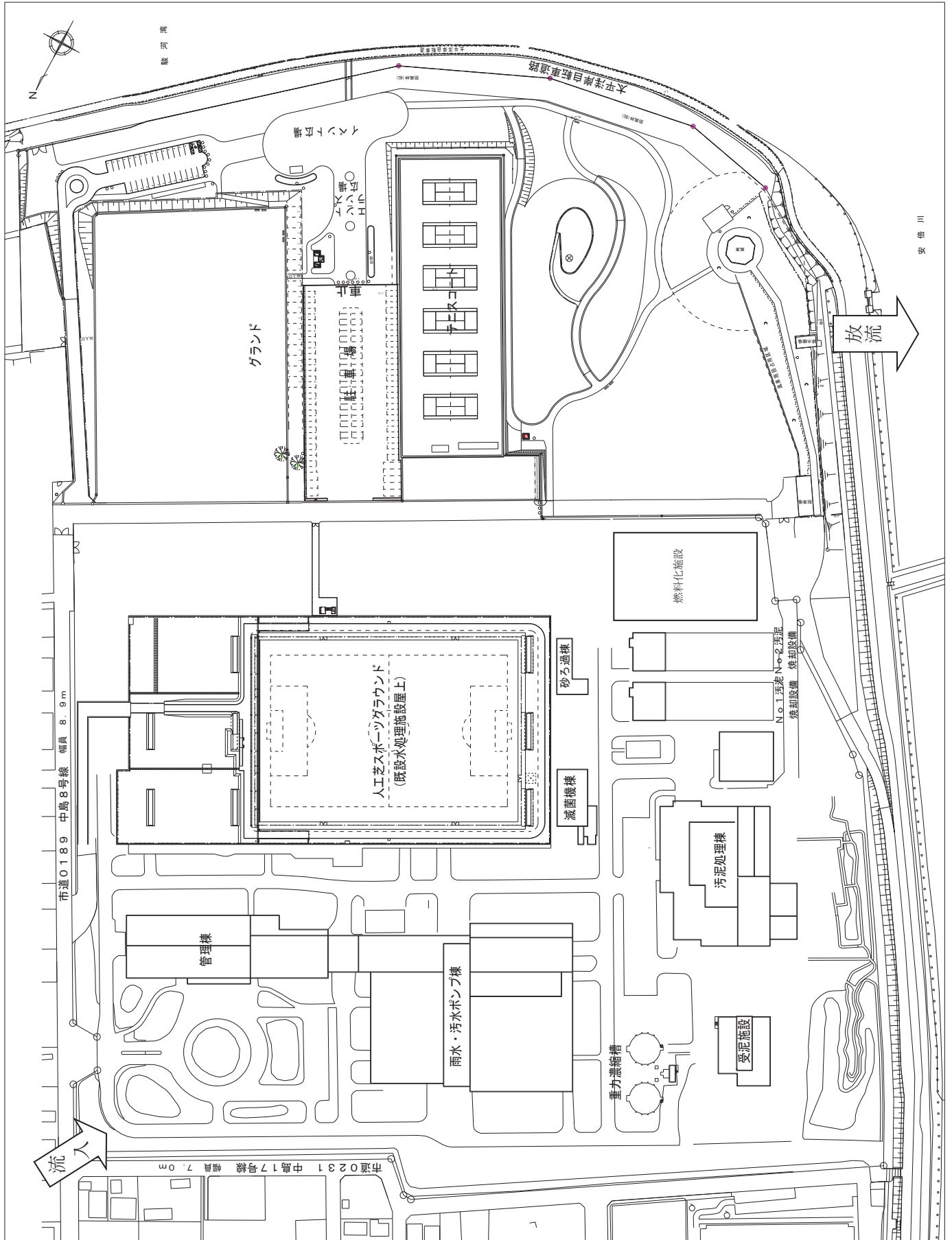


城北浄化センターフロースキート

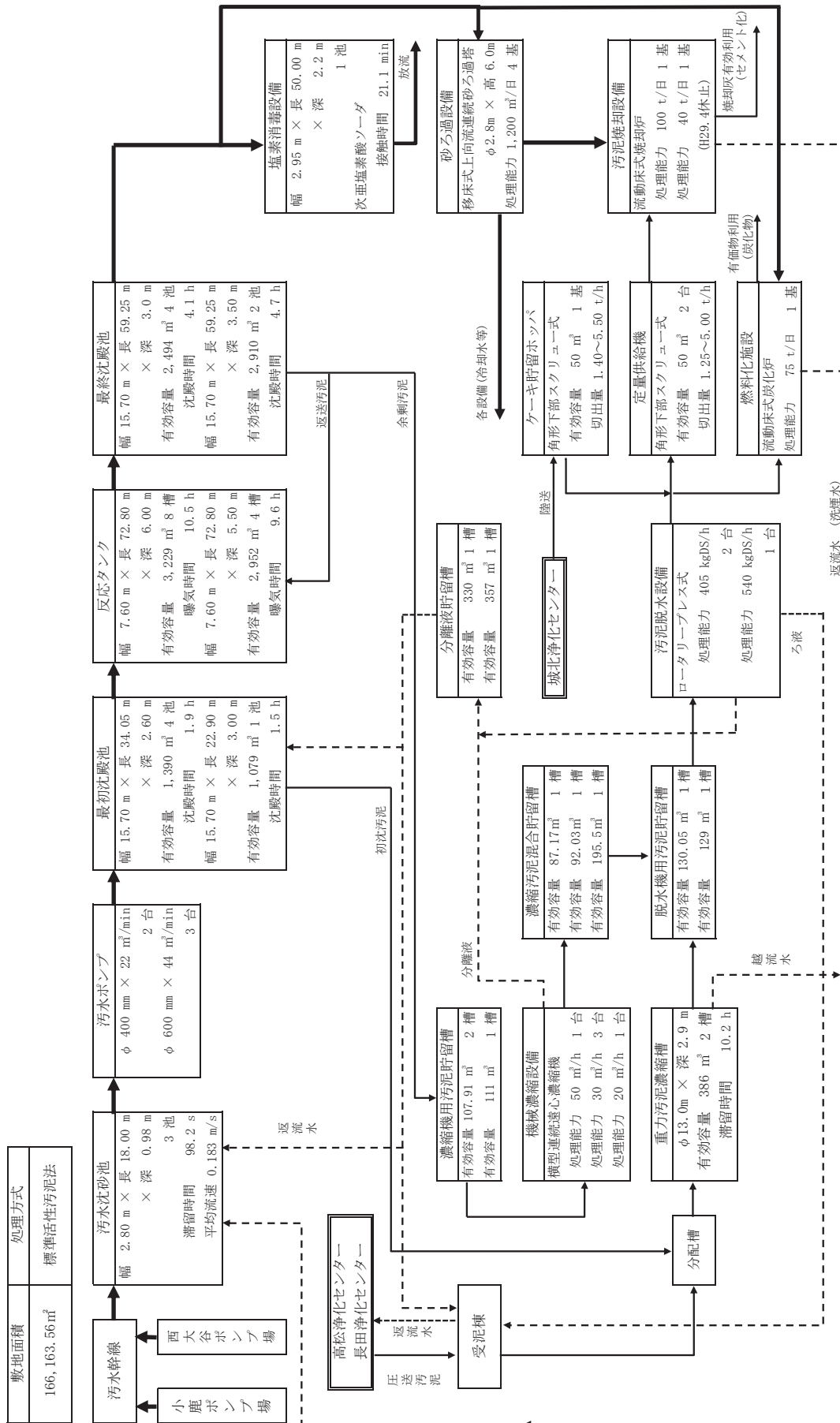
敷地面積	処理方式
59,300m <sup>2</sup>	標準活性汚泥法



中島浄化センター 平面図

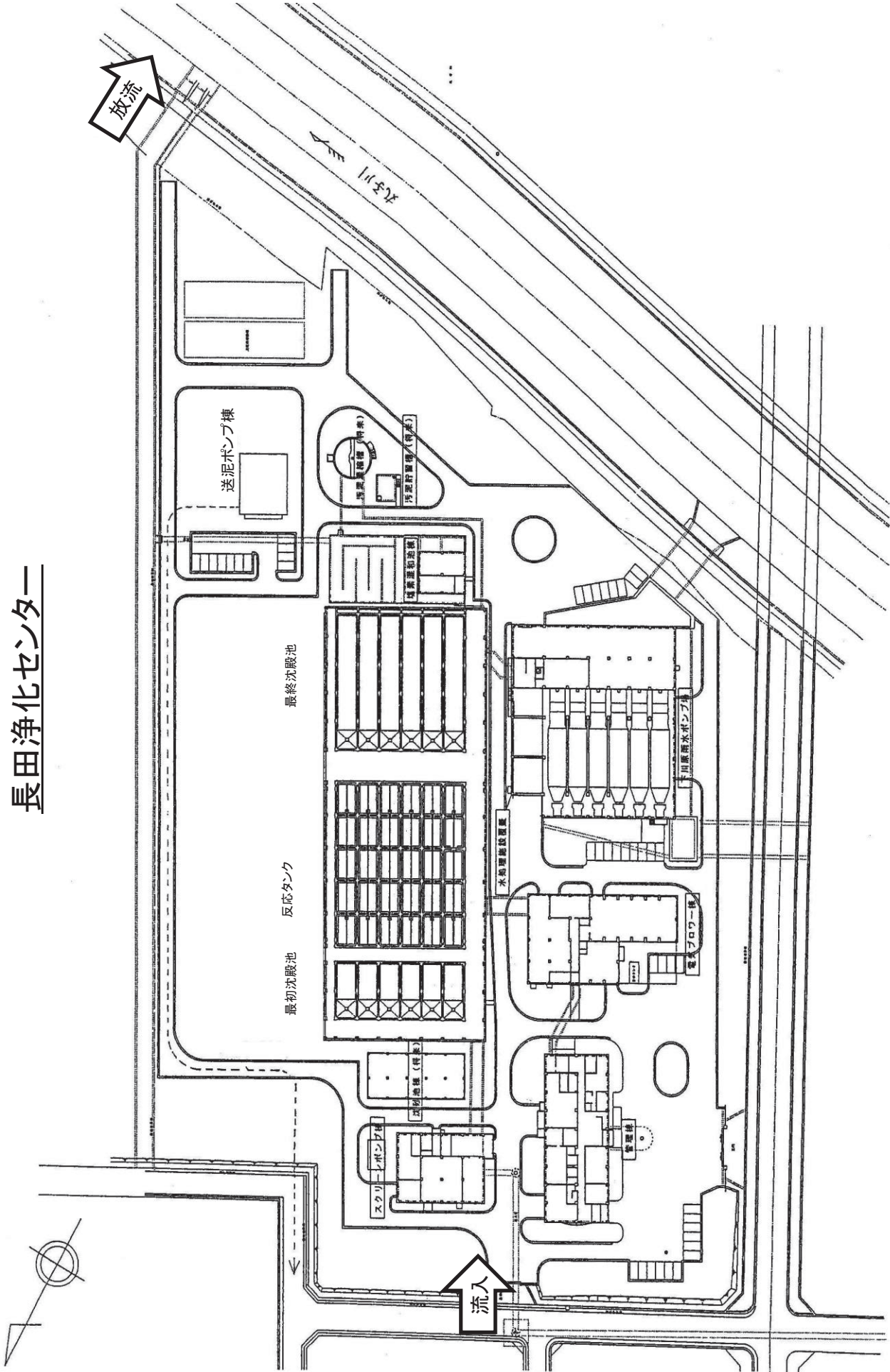


# 中島浄化センターフローシート



(備考) (1) 敷地面積は中島雨水ポンプ場敷地面積も含まれる。

# 長田浄化センター



長田浄化センターフローシート

敷地面積	処理方式
34,600 m <sup>2</sup>	標準活性汚泥法

スクリーンポンプ棟

汚水沈砂池
幅 1.0 m × 長 12.0 m × 深 0.6 m 2 池 滞留時間 50 s 平均流速 0.239 m/s

汚水ポンプ
φ 200 mm 6.7 m <sup>3</sup> /min 2 台 φ 300 mm 13.4 m <sup>3</sup> /min 2 台

最初沈殿池
幅 5.90 m × 長 15.40 m × 深 3.00 m 有効容量 273 m <sup>3</sup> 6 池 沈殿時間 1.7 h

反応タンク
幅 5.80 m × 長 44.80 m × 深 5.50 m 有効容量 1,353 m <sup>3</sup> 6 槽 曝気時間 8.4 h

最終沈殿池
幅 5.90 m × 長 37.00 m × 深 3.00 m 有効容量 655 m <sup>3</sup> 6 池 沈殿時間 4.0 h

用宗ポンプ場

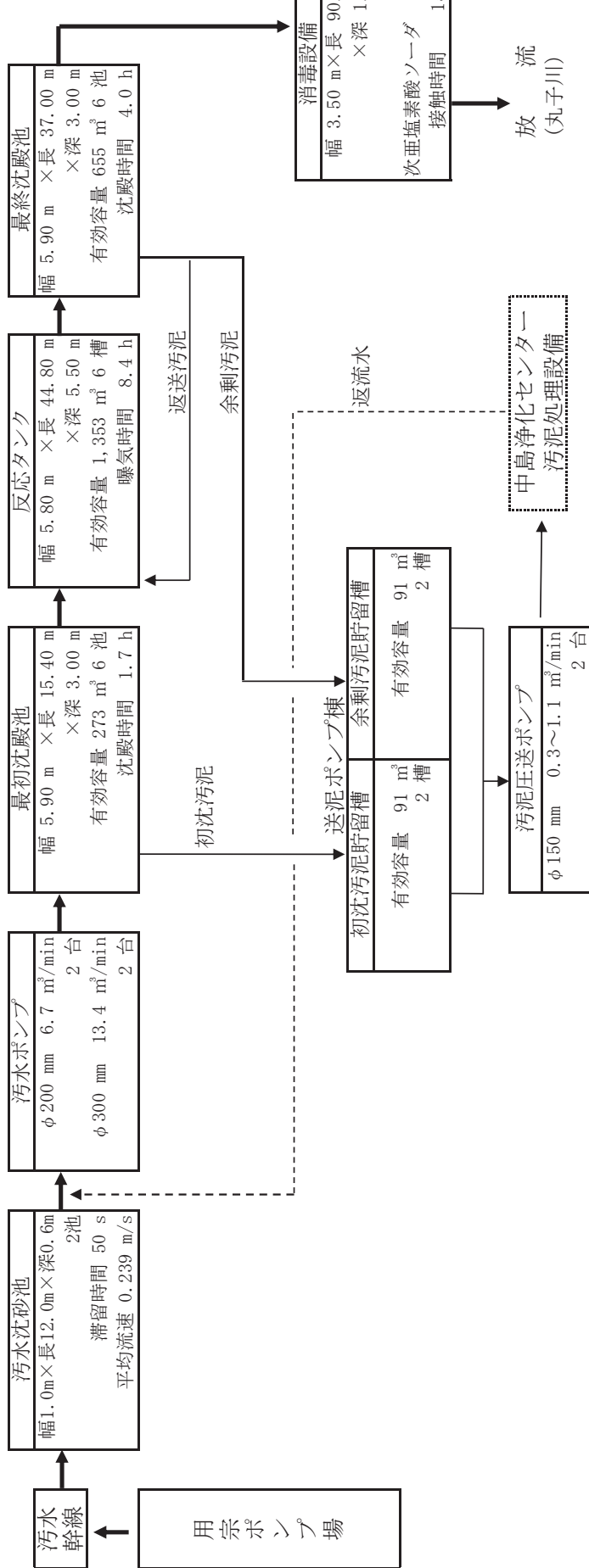
消毒設備
幅 3.50 m × 長 90.00 m × 深 1.70 m 1 池 次亜塩素酸ソーダ 接触時間 15 min

中島浄化センター  
汚泥処理設備

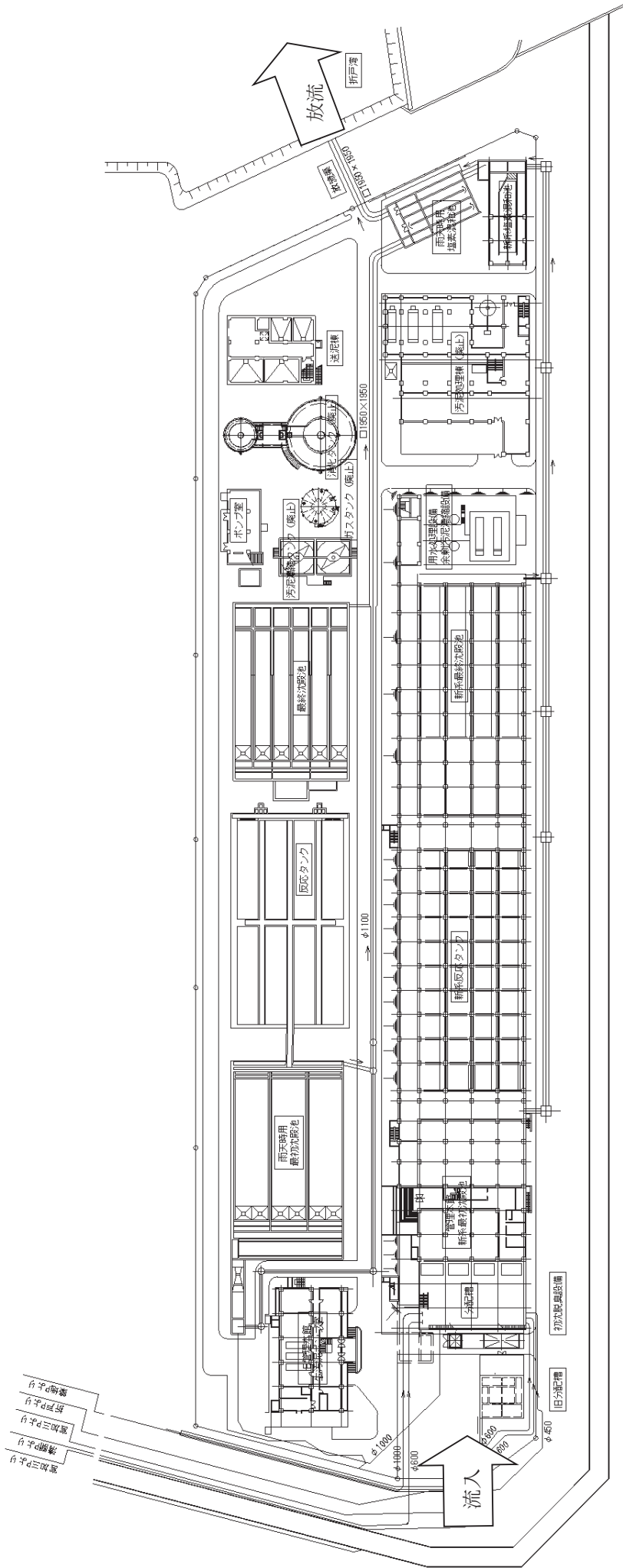
汚泥圧送ポンプ
φ 150 mm 0.3~1.1 m <sup>3</sup> /min 2 台

初沈汚泥貯留槽	送泥ポンプ棟	余剰汚泥貯留槽
有効容量 91 m <sup>3</sup> 2 槽		有効容量 91 m <sup>3</sup> 2 槽

水処理棟



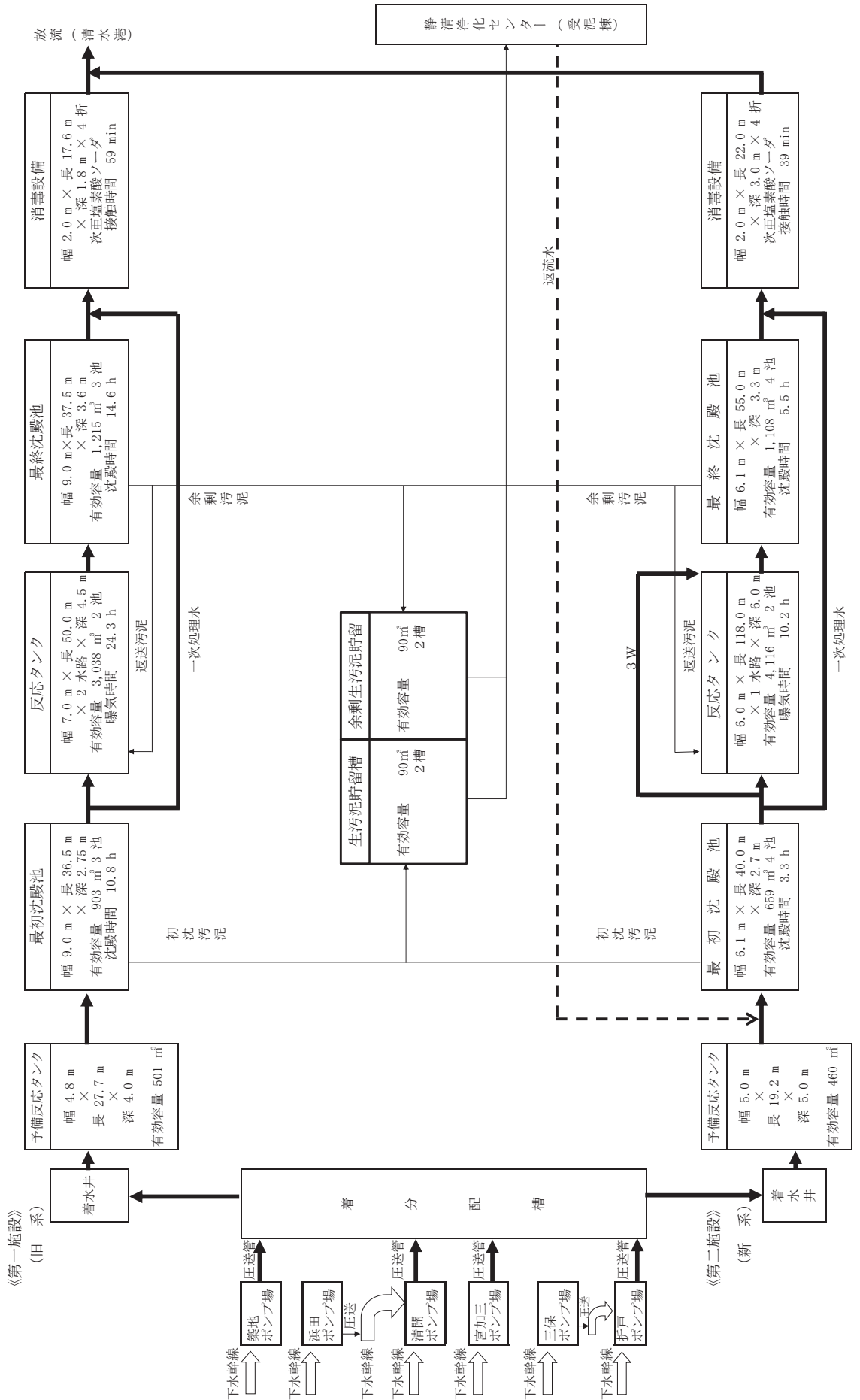
清水南部浄化センター 平面図



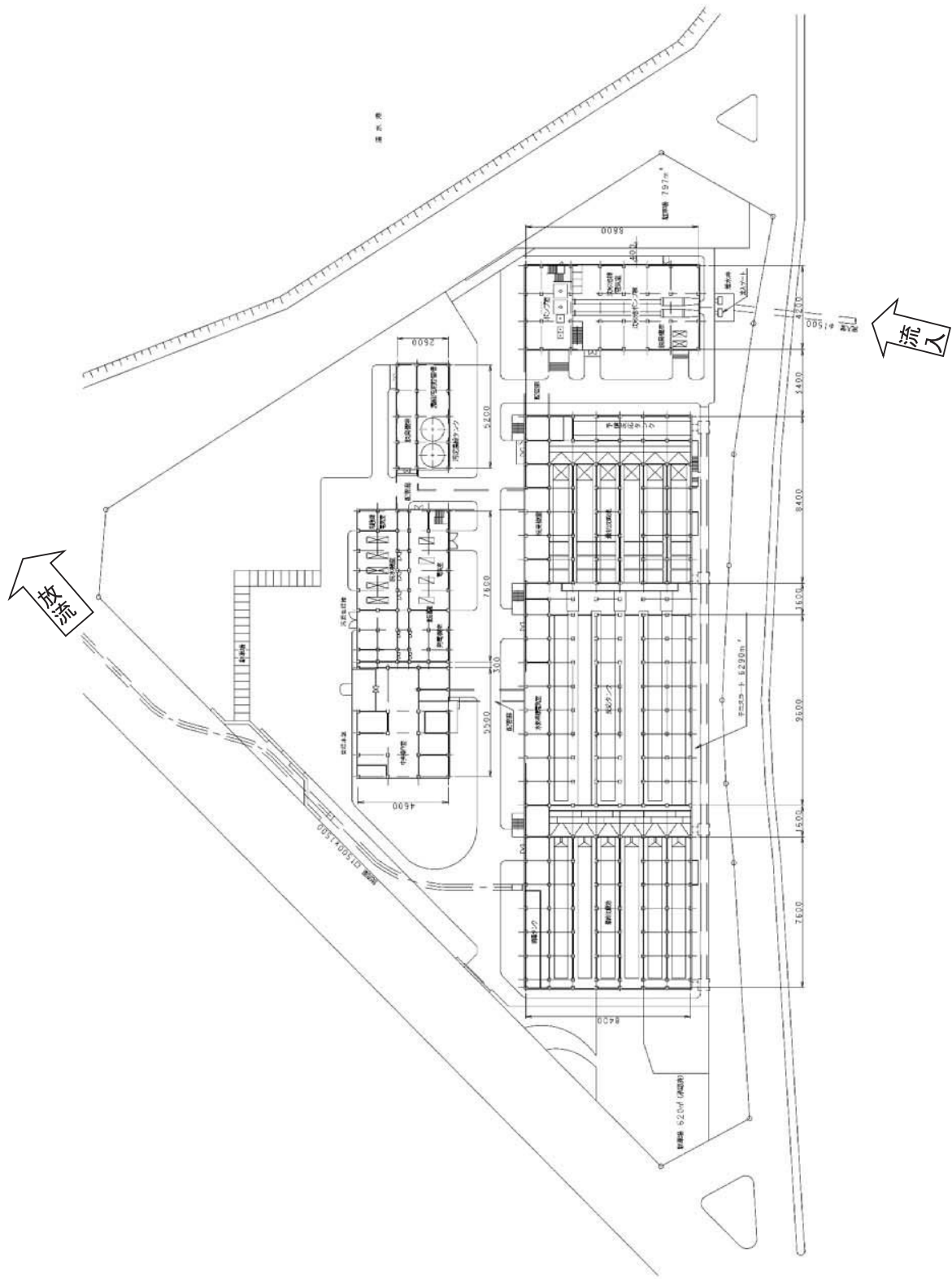


清水南部浄化センターフロアシート

敷地面積	処理方式
26,375 m <sup>2</sup>	標準活性汚泥法



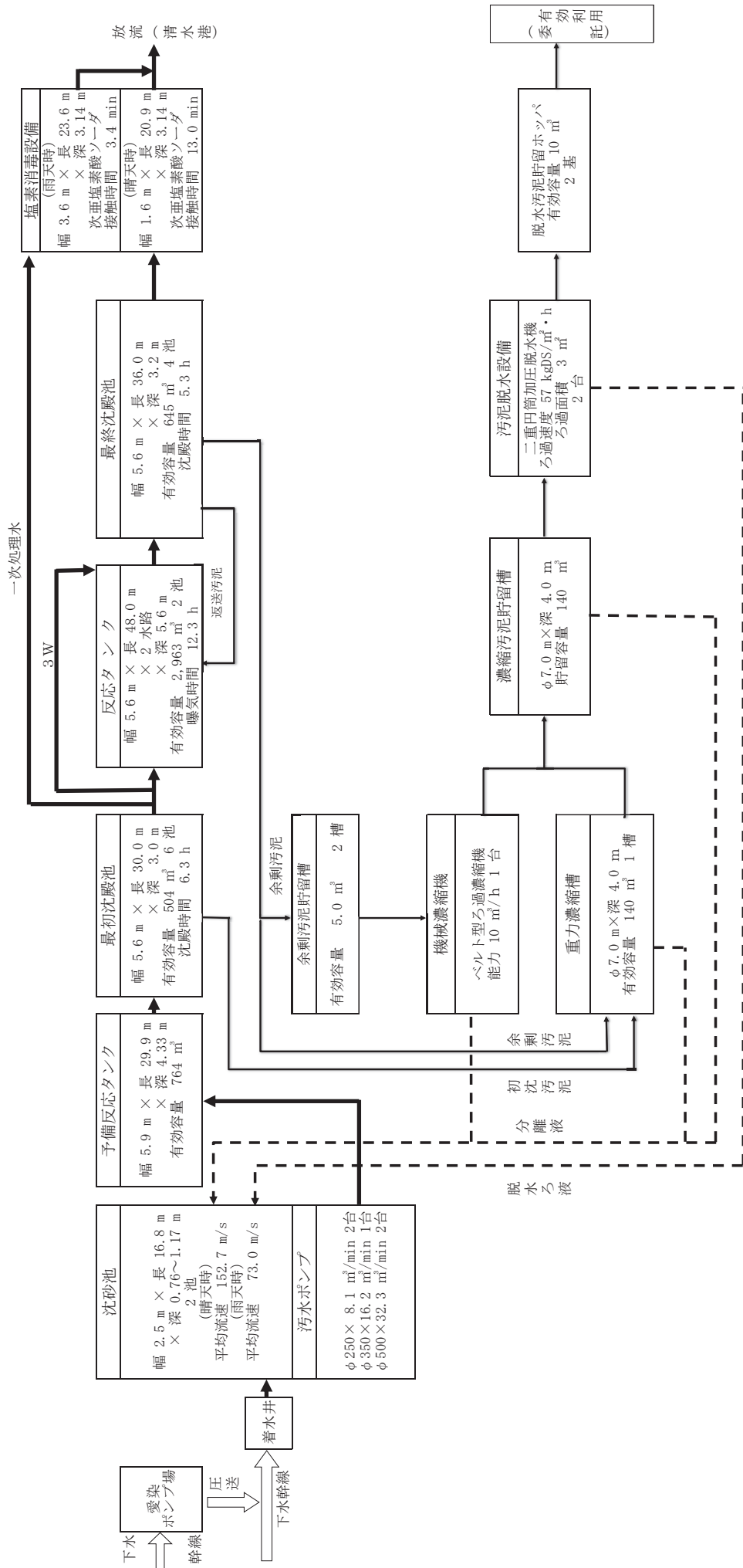
清水北部浄化センター 一般平面



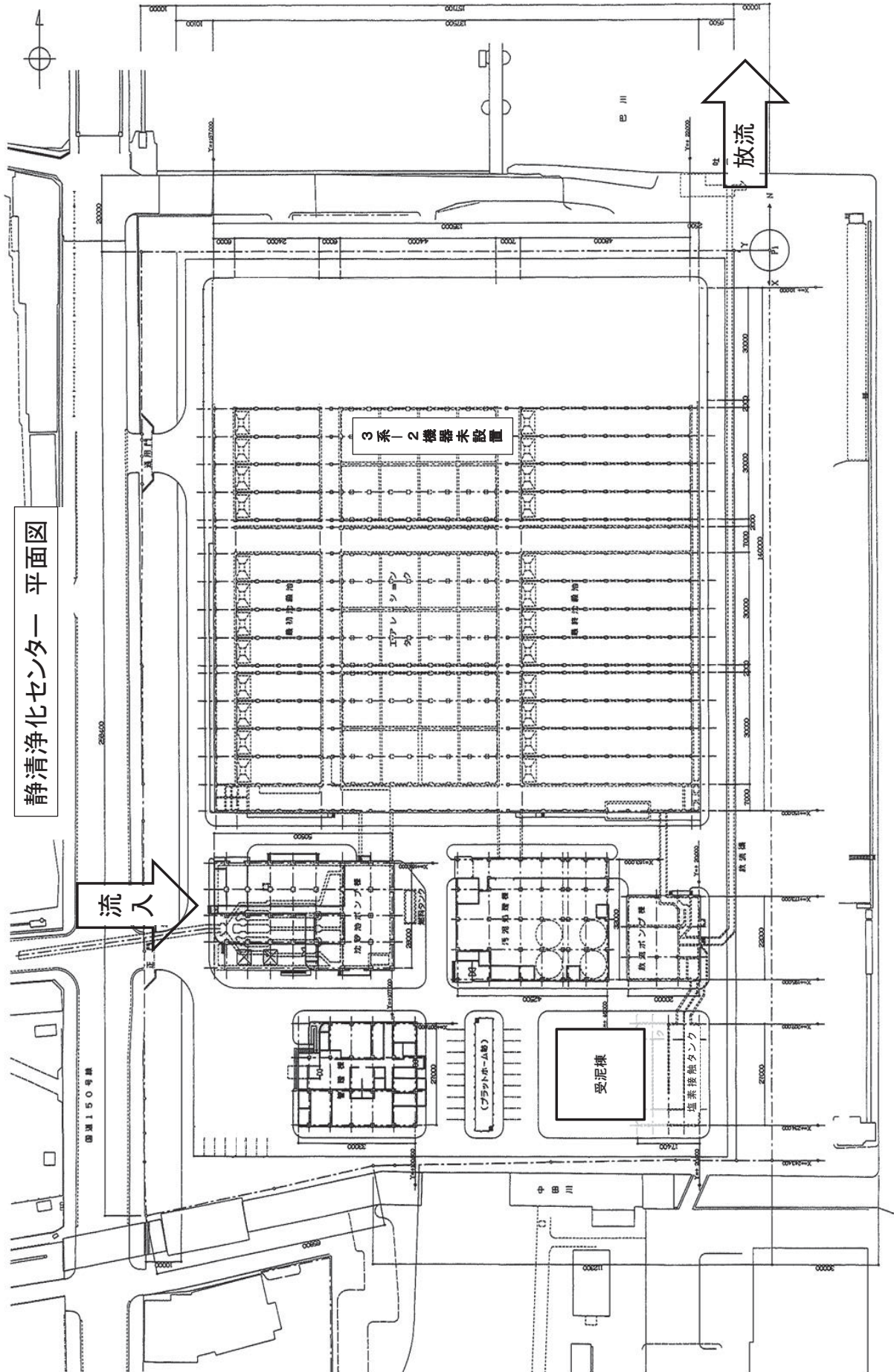


清水北部浄化センターフローシート

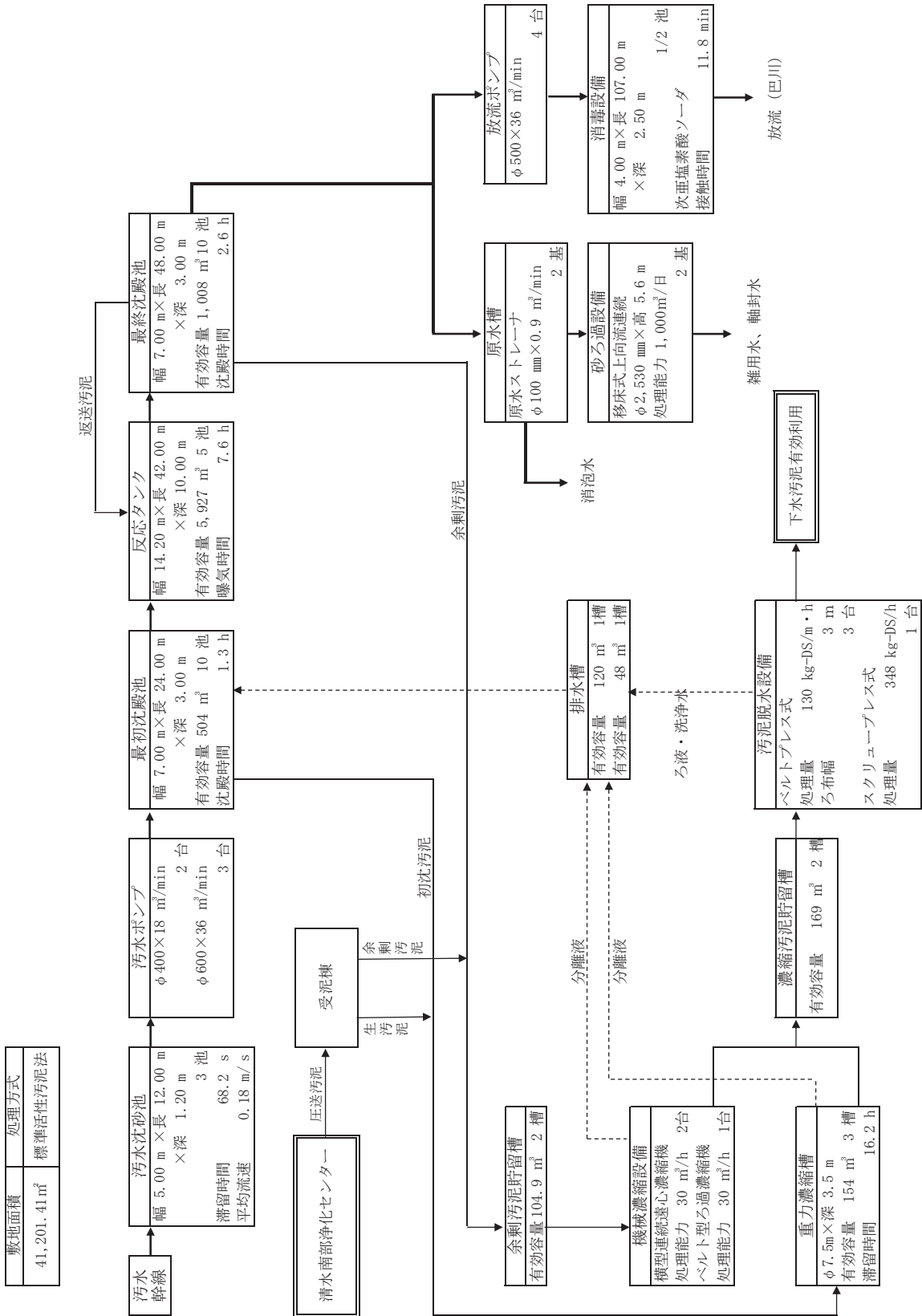
敷地面積	処理方式
25,530 m <sup>2</sup>	標準活性汚泥法



静清浄化センター 平面図



# 静清浄化センターフローシート

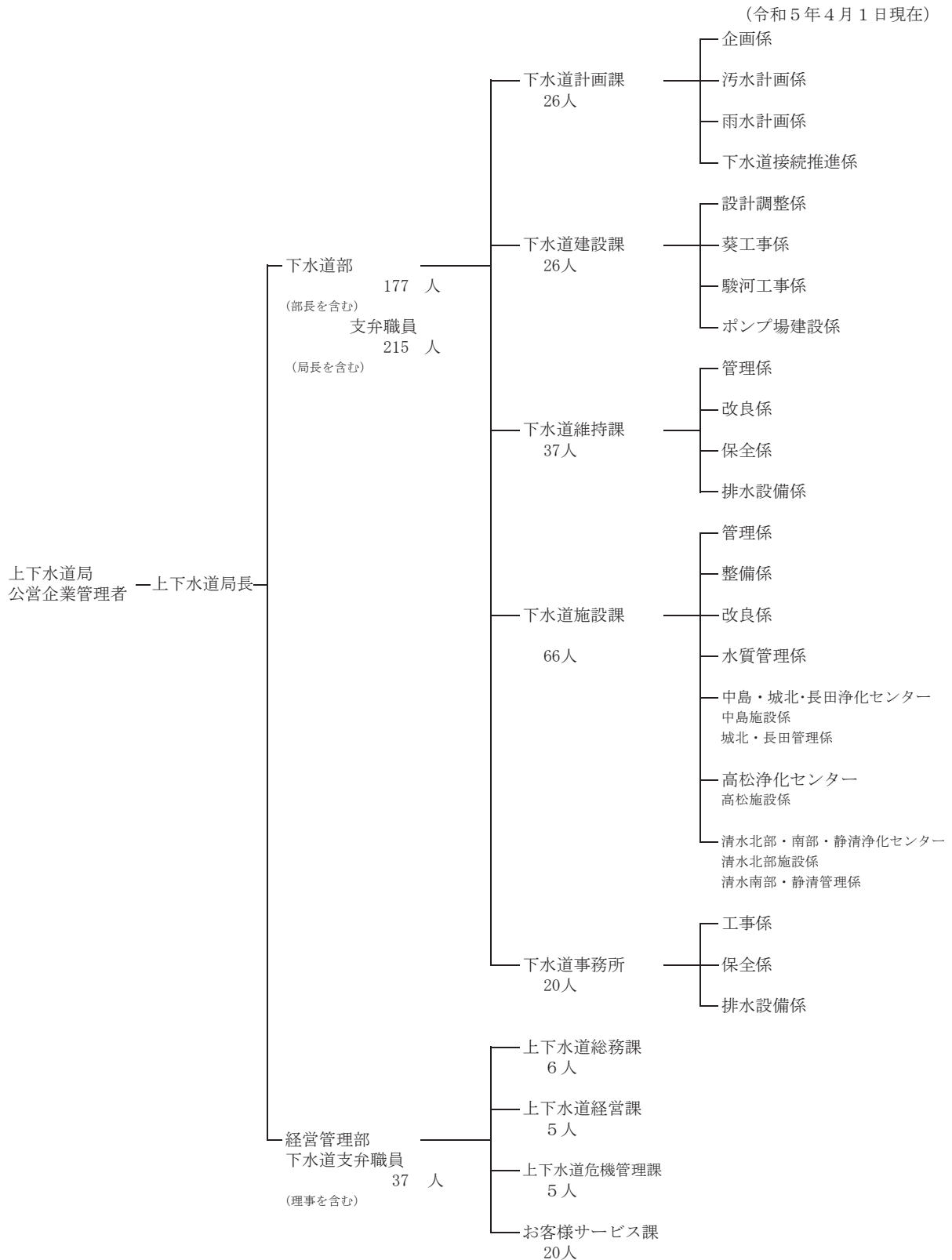




(水のキャラクター しずみい)

# 14 参考資料

## (1) 下水道部 組織機構図



(2) 下水道に関する問合せ先

組 織	主な業務内容・担当名	電話番号	所在地	メールアドレス	
下 水 道 部	下水道計画課 下水道事業の総合的な調査・企画など	企画係	054-270-9213	上下水道局庁舎 6階	gesuikaikaku @city.shizuoka.lg .jp
		汚水計画係	054-270-9214		
		雨水計画係	054-270-9215		
		下水道接続推進係	054-270-9206		
	下水道建設課 下水道工事の調査、設計及び施工など	設計調整係	054-270-9219	上下水道局庁舎 5階	gesuikensetsu @city.shizuoka.lg .jp
		葵工事係	054-270-9221		
		駿河工事係	054-270-9223		
		ポンプ場建設係	054-270-9225		
	下水道維持課 下水道管きよの維持・修繕、下水道排水設備確認申請の許可など	管理係	054-270-9228	上下水道局庁舎 5階	gesuiji @city.shizuoka.lg .jp
		改良係	054-270-9232		
		保全係	054-270-9230		
		排水設備係	054-270-9235		
	下水道施設課 浄化センター及びポンプ場の運転・維持管理など	管理係	054-270-9238	上下水道局庁舎 5階	gesuishisetsu @city.shizuoka.lg .jp
		整備係	054-270-9239		
		改良係	054-270-9240		
		水質管理係	054-204-3500	駿河区中島 1711-1	
中島施設係		054-285-3469			
城北・長田管理係		054-204-3503			
高松施設係		054-282-2263	清水区横砂 408-15		
清水北部施設係		054-364-0011			
清水南部・静清管理係	054-364-0011				
下水道事務所 下水道工事の調査、設計及び施工、下水道管きよの維持・修繕、下水道排水設備確認申請の許可など（清水区の区域に係るものに限る）	工事係	054-354-2815	清水庁舎 6階	gesuijimusho @city.shizuoka.lg .jp	
	保全係	054-354-2832			
	排水設備係	054-354-2744			

組 織	主 な 業 務 内 容 ・ 担 当 名	電 話 番 号	所 在 地	メー ル ア ド レ ス			
経 営 管 理 部	上下水道総務課	連絡調整及び取りまとめに関する事務、人事・労務管理など	総務・調整係	054-270-9124	上下水道局庁舎 6階	suidosomu @city.shizuoka.lg .jp	
		人材・厚生係	054-270-9117				
	上下水道経営課	水道及び下水道に係る政策の統括、総合調整、経営戦略の改定及び進行管理など	経営戦略推進係	054-270-9202	上下水道局庁舎 6階	suidou-keiei @city.shizuoka.lg .jp	
			水道経理係	054-270-9204			
			下水道経理係	054-270-9205			
	上下水道危機管理課	防災計画や広報及び広聴に係る総括的な事務など	危機管理・広報係	054-270-9119	上下水道局庁舎 6階	suidou-kiki @city.shizuoka.lg .jp	
	お客様サービス課	水道料金及び下水道使用料の徴収事務など	管理係	054-270-9108	上下水道局庁舎 3階	suidou-service @city.shizuoka.lg .jp	
			料金係	054-270-9104			
			検針係	054-270-9106			
			債権管理係	054-270-9100	上下水道局庁舎 4階		
			量水器係	054-270-9136			
			営業係	054-354-2742			清水庁舎 6階
			営業係(蒲原支所)	054-385-7750			蒲原支所 2階

※蒲原支所は令和5年9月30日まで

所在地 上下水道局庁舎  
静岡庁舎  
清水庁舎  
駿河区役所  
清水区役所蒲原支所

静岡市葵区七間町15番地の1  
静岡市葵区追手町5番1号  
静岡市清水区旭町6番8号  
静岡市駿河区南八幡町10番40号  
静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号

### (3) 下水道使用料の改定

#### 旧静岡市

【平成8年4月（6月分から適用）】平均改定率 29.5%

##### ① 一般世帯

基本使用料（排出量0 m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>まで） 1,900円（税抜）

従量使用料（排出量1 m<sup>3</sup>につき）（税抜）

20m <sup>3</sup> を越え 50m <sup>3</sup> までの分	50m <sup>3</sup> を越え 200m <sup>3</sup> までの分	200m <sup>3</sup> を越え 500m <sup>3</sup> までの分	500m <sup>3</sup> を越え 1,000m <sup>3</sup> までの分	1,000m <sup>3</sup> を越え 2,000m <sup>3</sup> までの分	2,000m <sup>3</sup> を越え る分
99円	115円	136円	161円	185円	190円

##### ② 井戸水使用世帯

メーター等を取り付けない場合 1,900円（税抜）

【平成12年4月（5月分から適用）】平均改定率 20.0%

##### ① 一般世帯

基本使用料（排出量0 m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>まで） 1,900円（税抜）

従量使用料（排出量1 m<sup>3</sup>につき）（税抜）

10m <sup>3</sup> を越え 20m <sup>3</sup> までの分	20m <sup>3</sup> を越え 50m <sup>3</sup> までの分	50m <sup>3</sup> を越え 200m <sup>3</sup> までの分	200m <sup>3</sup> を越え 500m <sup>3</sup> までの分	500m <sup>3</sup> を越え 1,000m <sup>3</sup> までの分	1,000m <sup>3</sup> を越え 2,000m <sup>3</sup> までの分	2,000m <sup>3</sup> を越え える分
53円	124円	145円	169円	199円	229円	235円

##### ② 井戸水使用世帯

メーター等を取り付けない場合 2,430円（税抜）



## 旧清水市

### 【平成8年6月】平均改定率 31.2%

#### ① 一般世帯

基本使用料（排出量0 m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>まで） 750円（税抜）

従量使用料（排出量1 m<sup>3</sup>につき）（税抜）

10m <sup>3</sup> を越え 20m <sup>3</sup> までの分	20m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> までの分	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> までの分	200m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> までの分	500m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> までの分	1,000m <sup>3</sup> を超 える分
90円	95円	100円	120円	130円	140円	150円

#### ② 井戸水使用世帯

水道水以外の使用についてはその使用水量とし、その使用水量は使用者の使用の態様を勘案し管理者が認定する。

### 【平成12年6月】平均改定率 27.0%

#### ① 一般世帯

基本使用料（排出量0 m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>まで） 900円（税抜）

従量使用料（排出量1 m<sup>3</sup>につき）（税抜）

10m <sup>3</sup> を越え 20m <sup>3</sup> までの分	20m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> までの分	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> までの分	200m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> までの分	500m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> までの分	1,000m <sup>3</sup> を超 える分
115円	120円	130円	150円	160円	170円	180円

#### ② 井戸水使用世帯

水道水以外の使用についてはその使用水量とし、その使用水量は使用者の使用の態様を勘案し管理者が認定する。

※静清合併後、旧両市の下水道使用料を一元化した。

消費税法の改正により税込総額表示とした。

【平成18年6月（7月検針分から適用）】平均改定率 3.3%

① 一般世帯

基本使用料 971.25円（税込・消費税率5%）

※基本使用料には基本水量を設けず、10<sup>m</sup>以下でも使用水量に応じて使用料を負担する従量使用料とした。

従量使用料（排出量1 <sup>m</sup> につき）								
10 <sup>m</sup> まで	10 <sup>m</sup> を超え 20 <sup>m</sup> まで	20 <sup>m</sup> を超え 30 <sup>m</sup> まで	30 <sup>m</sup> を超え 50 <sup>m</sup> まで	50 <sup>m</sup> を超え 100 <sup>m</sup> まで	100 <sup>m</sup> を超え 200 <sup>m</sup> まで	200 <sup>m</sup> を超え 500 <sup>m</sup> まで	500 <sup>m</sup> を超え 1,000 <sup>m</sup> まで	1,000 <sup>m</sup> を 超える
36円75銭	131円25銭	152円25銭	168円	183円75銭	199円50銭	210円	220円50銭	231円

② 井戸水使用世帯

家事用でメーターのない井戸水を使用する場合の下水道使用料は、家族人数により使用水量を認定して計算する。

※水道水と井戸水の両方を使用する世帯は、下記と異なる場合がある。

人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
認定水量 (1か月につき)	11 <sup>m</sup>	18 <sup>m</sup>	25 <sup>m</sup>	29 <sup>m</sup>	33 <sup>m</sup>	1人につき 2 <sup>m</sup> 加算
使用料（1か月）	1,470円	2,388円	3,412円	4,021円	4,677円	—
請求額（2か月）	2,940円	4,770円	6,820円	8,040円	9,350円	—

【平成26年4月（6月検針分から適用）】

① 一般世帯

基本使用料 999円（税込・消費税率8%）

従量使用料（排出量1m <sup>3</sup> につき）								
10m <sup>3</sup> まで	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで	200m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> まで	500m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> まで	1,000m <sup>3</sup> を 超える
37円80銭	135円	156円60銭	172円80銭	189円	205円20銭	216円	226円80銭	237円60銭

② 井戸水使用世帯

家事用でメーターのない井戸水を使用する場合の下水道使用料は、家族人数により使用水量を認定して計算する。

※水道水と井戸水の両方を使用する世帯は、下記と異なる場合がある。

人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
認定水量 (1か月につき)	11m <sup>3</sup>	18m <sup>3</sup>	25m <sup>3</sup>	29m <sup>3</sup>	33m <sup>3</sup>	1人につき 2m <sup>3</sup> 加算
使用料（1か月）	1,512円	2,457円	3,510円	4,136円	4,811円	—
請求額（2か月）	3,020円	4,910円	7,020円	8,270円	9,620円	—

【令和元年10月（12月検針分から適用）】

① 一般世帯

基本使用料 1,017円50銭（税込・消費税率10%）

従量使用料（排出量1m <sup>3</sup> につき）								
10m <sup>3</sup> まで	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで	200m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> まで	500m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> まで	1,000m <sup>3</sup> を 超える
38円50銭	137円50銭	159円50銭	176円	192円50銭	209円	220円	231円	242円

② 井戸水使用世帯

家事用でメーターのない井戸水を使用する場合の下水道使用料は、家族人数により使用水量を認定して計算する。

※水道水と井戸水の両方を使用する世帯は、下記と異なる場合がある。

人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
認定水量 (1か月につき)	11m <sup>3</sup>	18m <sup>3</sup>	25m <sup>3</sup>	29m <sup>3</sup>	33m <sup>3</sup>	1人につき 2m <sup>3</sup> 加算
使用料（1か月）	1,540円	2,500円	3,570円	4,210円	4,900円	—
請求額（2か月）	3,080円	5,000円	7,150円	8,420円	9,800円	—

【令和5年4月（5月検針分から適用）】

請求金額を、10円単位から1円単位に変更

(4) 静岡市の処理・行政人口、処理面積及び普及率の推移

年 度	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	平成16年度
	静岡	清水	静岡	清水	静岡	清水	静岡	清水		
処理人口(人)	322,504	119,928	327,115	124,450	329,050	127,291	345,515	129,106	491,020	497,689
行政人口(人)	475,233	237,458	474,302	236,594	473,671	235,287	473,888	236,850	711,247	709,949
処理面積(ha)	4,296.0	1,744.4	4,416.0	1,784.9	4,462.0	1,859.6	4,894.0	1,982.4	7,108.5	7,226.2
普及率(%)	67.9	50.5	69.0	52.6	69.5	54.1	72.9	54.5	69.0	70.1

年 度	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	平成22年度
	静岡	清水	静岡	清水	静岡	清水	静岡	清水		
処理人口(人)	506,289	518,237	536,319	550,565	566,375	573,916				
行政人口(人)	721,620	720,175	719,236	727,340	726,060	724,026				
処理面積(ha)	7,354.9	7,546.0	7,829.5	8,050.2	8,296.9	8,427.6				
普及率(%)	70.2	72.0	74.6	75.7	78.0	79.3				

年 度	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	平成28年度
	静岡	清水	静岡	清水	静岡	清水	静岡	清水		
処理人口(人)	578,206	582,743	587,617	588,957	588,903	588,726				
行政人口(人)	721,967	719,188	716,450	713,564	710,192	707,173				
処理面積(ha)	8,501.6	8,610.2	8,730.8	8,797.6	8,835.6	8,869.6				
普及率(%)	80.1	81.0	82.0	82.5	82.9	83.3				

年 度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	静岡	清水	静岡	清水	静岡	清水	静岡	清水	静岡	清水	静岡	清水
処理人口(人)	588,294	586,791	588,288	586,921	603,737	600,078						
行政人口(人)	704,043	699,946	696,367	692,374	686,746	680,913						
処理面積(ha)	8,891.8	8,913.0	8,954.9	8,981.5	9,020.8	9,039.6						
普及率(%)	83.6	83.8	84.5	84.8	87.9	88.1						



令和5年度 静岡市下水道事業のあらまし

令和5年10月発行

編集・発行 静岡市上下水道局経営管理部上下水道総務課  
〒420-0035  
静岡県静岡市葵区七間町15番地の1  
電 話 054-270-9121  
F A X 054-270-9122

